

資料 2-2

平成27年2月定例会（事前）
過疎・少子高齢化対策特別委員会（県民環境部）

第2期 徳島はぐくみプラン（案）

～徳島県次世代育成支援行動計画～

徳 島 県

第2期徳島はぐくみプラン 徳島県次世代育成支援行動計画

目次

第1章 行動計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の推進期間	4
4 計画の基本理念	5
5 計画の新たな視点	5
6 計画を推進する上での重点課題	6
7 施策の体系	6
第2章 本県の現状と課題	
1 少子化等の現状	
(1)本県の将来人口の見通し	11
(2)出生数と合計特殊出生率の低下	12
(3)年少人口の減少	13
(4)人口流出の状況	14
(5)人口減少による影響	14
2 少子化の主な原因と背景について	
(1)未婚化・晩婚化の進行	15
(2)晩産化の進行	17
(3)結婚に対する意識の変化	18
3 子育てを取り巻く環境の変化	
(1)家庭の子育て力の低下	20
(2)ひとり親家庭の増加	21
(3)労働形態の変化	22
(4)保育所の利用状況	23
4 子どもを取り巻く環境の変化	
(1)増加する児童虐待	24
(2)子どもが被害者となる犯罪	25

第3章 具体的な取組み

I 若者の自立への支援

1 若者の経済的自立への支援	29
2 若者の健全育成の推進	32
3 社会全体で貧困の連鎖の防止	36

II 結婚、妊娠・出産、子育ての支援

1 未婚化・晩婚化への対応策の推進	40
2 家庭における子育て支援の充実	41
3 子ども・子育て支援新制度の推進	45
4 要保護児童・障がい児への支援	47
5 ひとり親家庭の自立の支援	51

III 子育て家庭を支える環境づくり

1 地域の総合的な子育て力の充実	52
2 仕事と子育てが両立する働き方の実現	54
3 安全・安心で快適なまちづくりの推進	58
4 子どもの安全の確保	62

第4章 計画の目標 67

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制	75
2 計画の進行管理と評価	76

用語解説 77

第1章 行動計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の推進期間
- 4 計画の基本理念
- 5 計画の新たな視点
- 6 計画を推進する上での重点課題
- 7 施策の体系

1 計画策定の趣旨

我が国の出生数は、減少傾向にあり、2013（平成25）年では102万9,816人となっており、1971（昭和46）年から1974（昭和49）年の第2次ベビーブーム期の200万人を超える出生数の約半分になっています。また、出生率は近年持ち直しの傾向がみられるものの、1人の女性が一生の間に産む子どもの数（合計特殊出生率*）は、2013（平成25）年には1.43となっており、現在の人口を将来において維持するのに必要な水準（人口置換水準）である2.07を大きく下回っています。

本県でも、出生数は年々減少しており、1975（昭和50）年に12,020人であったものが、平成2013（平成25）年には、5,666人と約半分になっています。

このような状況のなか、本県においては、急速に進行する少子化の流れを止めるため、2005（平成17）年3月に、徳島県次世代育成支援行動計画「徳島はぐくみプラン（前期計画）」を策定（2010〔平成22〕年3月に改定〔後期計画〕）し、また2006（平成18）年には、「徳島はぐくみ子育て憲章」、2013（平成25）年には「徳島県子どもはぐくみ条例」を制定し、子どもたちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える社会づくりを目指して、各種の少子化対策に全庁を挙げて取り組んでまいりました。

しかしながら、核家族化の進行やライフスタイルの変化、経済状況の影響などを背景に、親の子育てに対する負担感や不安が増大し、また児童虐待の相談件数の増加や子どもの貧困率が深刻な状況になるなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、出生数の減少傾向は改善されず、今後も少子化傾向が続くことが予測されています。

少子化の急速な進行は、県民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼし、社会経済の根幹を揺るがしかねないものであるため、「徳島はぐくみプラン」の内容を見直し、「第2期徳島はぐくみプラン」を策定し、徳島の未来を担う人材の育成を図ります。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、次世代育成支援対策推進法*第9条第1項、及び徳島県子どものはぐくみ条例第12条第1項に基づき定めた徳島県の行動計画であり、これから本県が進めていく次世代育成支援施策の方向性や目標を定めたものです。
- (2) この計画では、これまでの次世代育成支援行動計画である「徳島はぐくみプラン（前期・後期計画）」における取組みと継続性を保っており、また、平成27年度から本格施行される「子ども・子育て支援新制度*」や平成26年1月に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、同年8月に国が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案して策定した計画です。

次世代育成支援対策推進法

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

徳島県子どものはぐくみ条例

第12条 知事は、子どものはぐくみに関する施策の総合的な実施に関する計画を定めるものとする。

3 計画の推進期間

この計画では、次世代育成支援対策推進法*に基づき、5年を一期として策定することとし、平成27年度から平成36年度までの10年間を前期5カ年間と後期5カ年間に区切り、その前期（平成27年度から平成31年度）における取組みをまとめています。

なお、計画期間内であっても、今後の社会情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の基本理念

子どもたちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える徳島を目指す

子どもたちは、私たちの生命を受け継いでいく徳島の宝です。

子どもたちの笑顔があふれ、一人ひとりがいきいきと輝いていて、子どもたちを見守る親や周りの人達にも、子育ての喜びや楽しさが満ちあふれている社会の実現を目指し、次世代育成支援対策に係る施策を総合的に推進します。

5 計画の新たな視点

前計画の成果や様々な課題を踏まえて、次の3点を「新たな視点」とし、次世代育成支援対策に係る取組みを推進します。

(1) 若者の自立を含め、結婚、妊娠・出産、子育てに切れ目のない支援を推進

結婚、妊娠・出産、子育てに関する希望の実現のため、それらの切れ目のない推進が必要であり、ライフステージに応じたきめ細かい支援が必要です。

(2) 世代を超えた支え合いや喜びを分かち合える仕組みを構築

人生経験豊富な高齢者の知恵や経験を活かし、若い母親の子育てをサポートする仕組みづくりが大切です。

高齢者が支援することで、子どもや若い母親との世代間の交流が進み、高齢者の生きがいづくりにも繋がります。

(3) 地域の実情を踏まえた多様な取組みを推進

少子化の状況は、地域によって異なっていることから、地域の創意工夫の下、地域の実情に応じた支援の展開が必要です。

6 計画を推進する上での重点課題

基本理念に従い、各分野における施策を推進していきますが、特に次に掲げる3点を計画の重点課題と位置づけ取り組んでいくこととします。

(1) 心豊かでたくましい若者の自立に向けた支援

子どもが自己実現や社会への参画を目指しながら、就職や結婚、子育てを自分の人生の中でしっかりと受け止め、自立した責任感のある社会の担い手として、心豊かにたくましく成長していけるよう、早い時期からの意識の醸成を図ります。

また、安心して家庭を持つためには経済的な安定が必要であることから、就業教育やインターンシップ（就業体験）等就業へのサポートと、出会い・結婚への支援を行い、未来を担う若者の自立を応援します。

(2) 親と子どもが健康で、子育てに喜びを感じることができる家庭の実現

家庭は子どもが親や家族との愛情による絆を形成し、人に対する信頼感や倫理観などを身につけていく大切な成長の場です。

次の世代を担うすべての子どもたちが、心身ともに健やかに成長・発達し、愛情に包まれた生活を送れるよう、家庭環境づくりを進めます。

(3) 子育て家庭を支える温かい地域社会の形成

核家族化の進行や就業形態の多様化、都市化などにより、地域の絆が薄れ、子どもの成長を見守り、子育てを支えるための家族や地域社会が、これまで培ってきた機能が弱くなっています。

子育て家庭が安心して子どもを生き育てられるよう、行政をはじめ、家庭、地域、学校、職場など県民一人ひとりが子育てに関心を持ち子育てに参加し、社会全体で子育てを支え合う仕組みを構築します。

7 施策の体系

この計画は、次世代育成支援対策推進法*に基づく行動計画であることから、国の策定指針に沿うとともに、基本理念の実現のため、「若者の自立への支援」、「結婚、妊娠・出産、子育ての支援」、「子育て家庭を支える環境づくり」の3つの柱を立てて課題に取り組みます。

第2期 徳島はぐくみプランの施策体系

1 若者の自立への支援	(1) 若者の経済的自立への支援	①県内における就職の機会創出 ②キャリア観の形成支援 ③インターンシップ（就業体験）の推進 ④第一次産業等のイメージアップ ⑤就労者のスキルアップ
	(2) 若者の健全育成の推進	①次代の親・次代を担う人材の育成 ②個性や能力を伸ばす教育の充実 ③家庭や地域の教育力の向上 ④子どもの健全育成
	(3) 社会全体で貧困の連鎖の防止	①貧困の状況にある子ども・若者への就学・学習支援 ②貧困の状況にある家庭への生活支援 ③貧困の状況にある保護者に対する就労の支援 ④貧困の状況にある家庭への経済的支援
2 結婚、妊娠・出産、子育てへの支援	(1) 未婚化・晩婚化への対応策の推進	①男女の出会いを支援する施策の充実 ②出会い・結婚を支援する人材の育成
	(2) 家庭における子育て支援の充実	①子育て家庭の負担の軽減 ②家庭の子育て力の向上 ③妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 ④多子世帯への支援 ⑤思春期からの妊娠・出産に関する知識の普及 ⑥小児医療・小児慢性特定疾病医療費助成制度の推進 ⑦不妊治療対策の充実 ⑧食育の推進
	(3) 子ども・子育て支援新制度の推進	①教育・保育の提供体制の確保 ②地域における子育て支援サービスの充実 ③保育士等の人材確保及び資質向上
	(4) 要保護児童・障がい児への支援	①子育てに関する相談体制の充実 ②児童虐待防止対策の推進 ③社会的養護体制の充実 ④非行少年・不登校児童・ひきこもりへの対応 ⑤障がい児への支援
	(5) ひとり親家庭の自立の支援	①相談支援体制の充実 ②就労・自立支援の充実 ③子どもへの支援の推進 ④子育て・生活支援の充実 ⑤経済的支援の充実
3 子育て家庭を支える環境づくり	(1) 地域の総合的な子育て力の充実	①地域における子育て支援サービスの充実 ②世代を超えた子育て支援の推進 ③子育て支援の気運の醸成
	(2) 仕事と子育てが両立する働き方の実現	①多様な働き方の推進 ②子育てしやすい職場づくりを推進 ③男性の育児・家事への主体的な参画 ④女性の活躍推進
	(3) 安全・安心で快適なまちづくりの推進	①良好な居住環境の確保 ②安全な道路交通環境の整備 ③安全安心なまちづくりの推進 ④遊びや体験の場づくりの推進 ⑤防災・減災対策の推進
	(4) 子どもの安全の確保	①安全確保対策の推進 ②安全教育の推進 ③有害環境対策の推進

第2章 本県の現状と課題

- 1 少子化の現状
- 2 少子化の主な要因と背景について
- 3 子育てを取り巻く環境の変化
- 4 子どもを取り巻く環境の変化

1 少子化等の現状

(1) 本県の将来人口の見通し

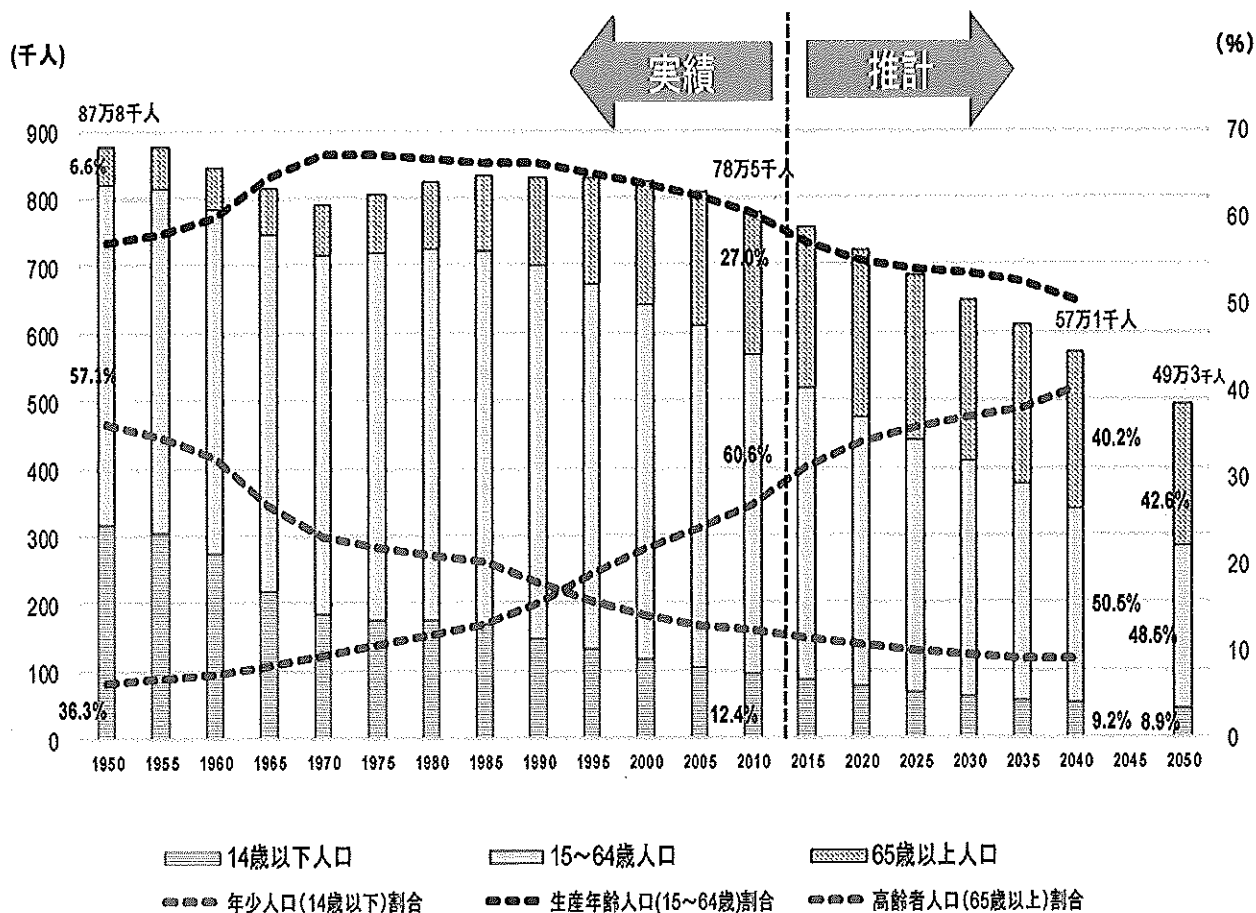
本県の人口の推移を見ると、1950（昭和25）年には878,511人でしたが、その後減少を続け、1975（昭和50）年から増加に転じたものの、1995（平成7）年から再び減少し、2010（平成22）年には、785,491人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の調査によれば、将来的には本県の人口は減少を続け、2040（平成52）年には、571,000人まで減少すると推計されています。

この推計通りに進むと、人口構造は大きく変化し、

- 本県の0歳から14歳までの年少人口の総人口に占める割合は、1950（昭和25）年の36.3%から、2040（平成52）年には9.2%に減少、
- 15歳から64歳までの生産年齢人口は、57.1%から50.5%に減少、
- 逆に、65歳以上の老年人口は、2020（平成32）年頃にピークを迎えた後減少に転じますが、総人口に占める割合は6.6%から40.2%に上昇していくと推計されています。

図1 徳島県における人口推移と推計人口



資料：総務省「国勢調査」国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来地域別推計人口」
国土交通省「国土のグラウンドデザイン」

(2) 出生数と合計特殊出生率*の低下

我が国における合計特殊出生率*（1人の女性が一生の間に出産する平均子ども数の推計）は、1947（昭和22）年から1949（昭和24）年の第1次ベビーブーム期（団塊の世代）には4.3を超えていましたが、1950（昭和25）年以降急激に低下しました。

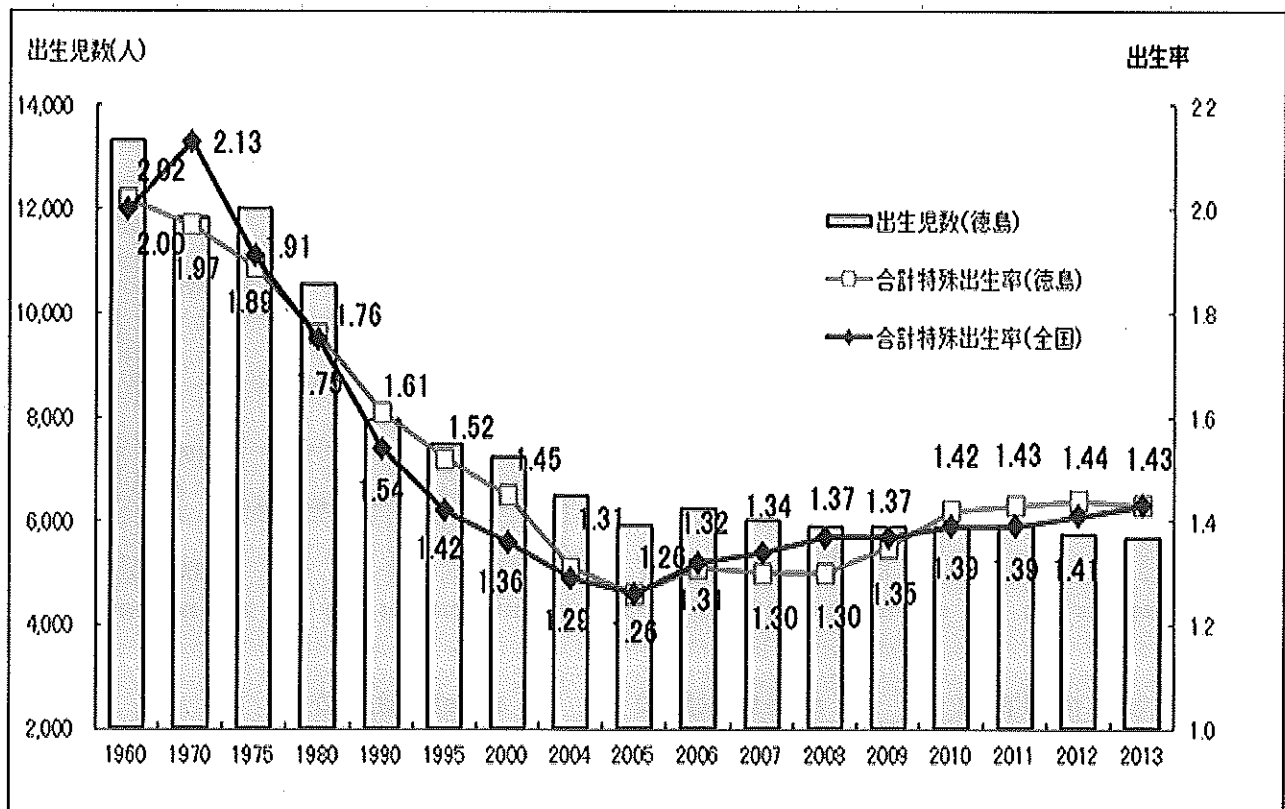
その後、1971（昭和46）年から1974（昭和49）年の第2次ベビーブームを含め、ほぼ2.1台で推移していましたが、1975（昭和50）年に2.0を下回ってから再び低下傾向となりました。1989（平成元）年には、それまで最低であった1966（昭和41）年（丙午：ひのえうま）の数値を下回る1.57を記録し、さらに、2005（平成17）年には過去最低である1.26まで低下しました。

本県においても、1960（昭和35）年には2.02でしたが、全国の傾向と同じく減少し、2005（平成17）年には1.26まで低下し、2013（平成25）年は、1.43と回復したものの、人口規模を保つのに必要とされる水準である2.07を大きく下回っています。

また、本県の2013（平成25）年の出生児数は5,666人と、第2次ベビーブームが到来した1975（昭和50）年の12,020人と比較してほぼ半数に減少しています。

少子化の進行は、将来的な労働人口の減少につながり、社会の活力が減退することが懸念されます。

図2 出生数と合計特殊出生率*の推移（本県・全国）

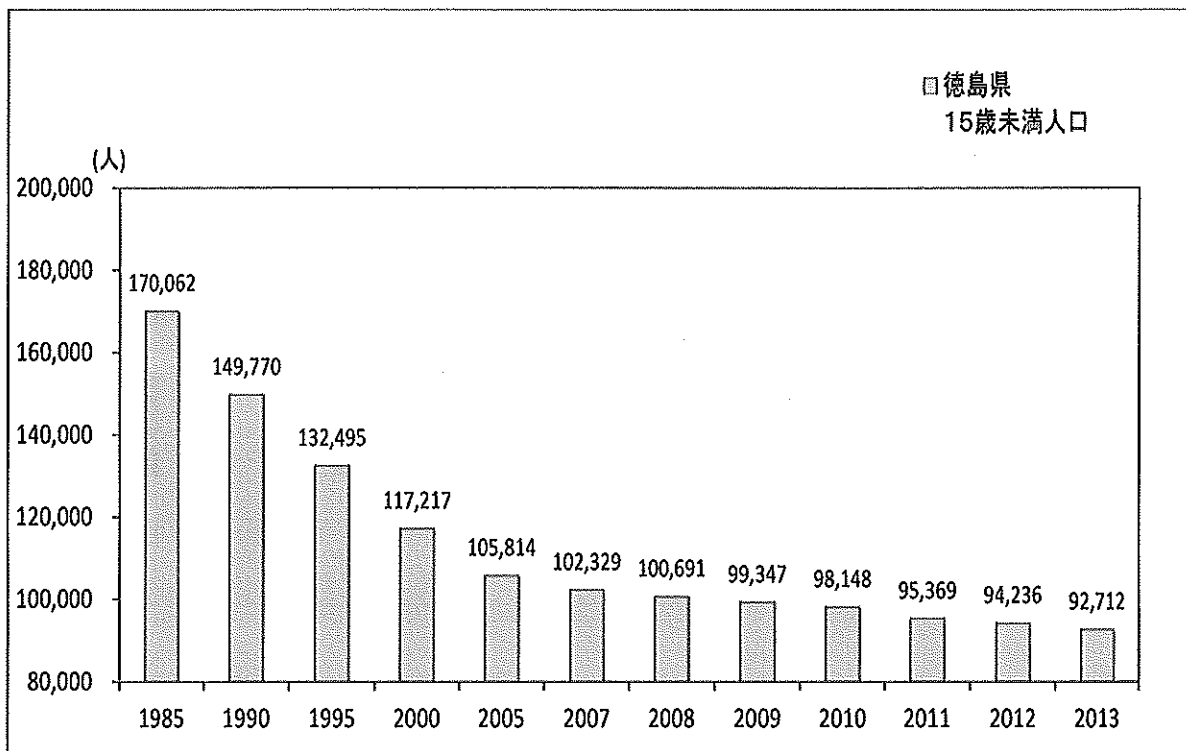


資料：厚生労働省「人口動態調査」

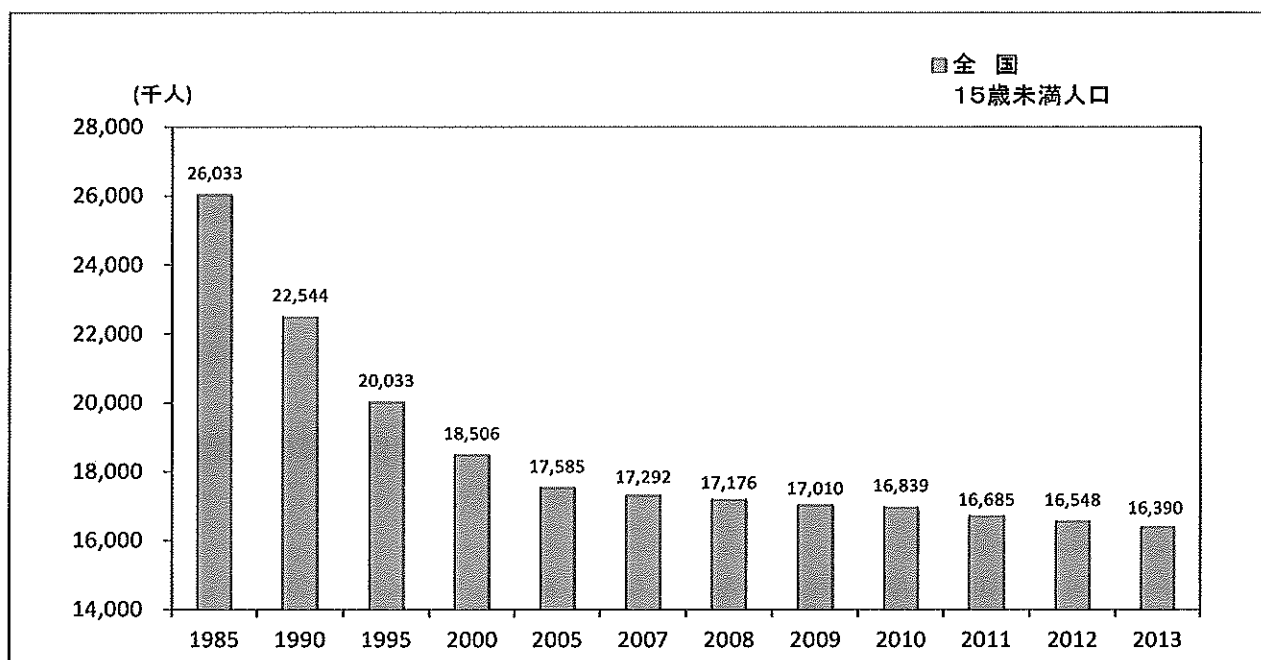
(3)年少人口の減少

本県の年少人口（15歳未満の子どもの数）は、2013（平成25）年は92,712人で、全国の傾向と同じく減少を続け、1985（昭和60）年の170,062人から5割近く減少しています。

図3 子どもの数の推移（本県・全国）



資料：徳島県「徳島県推計人口」

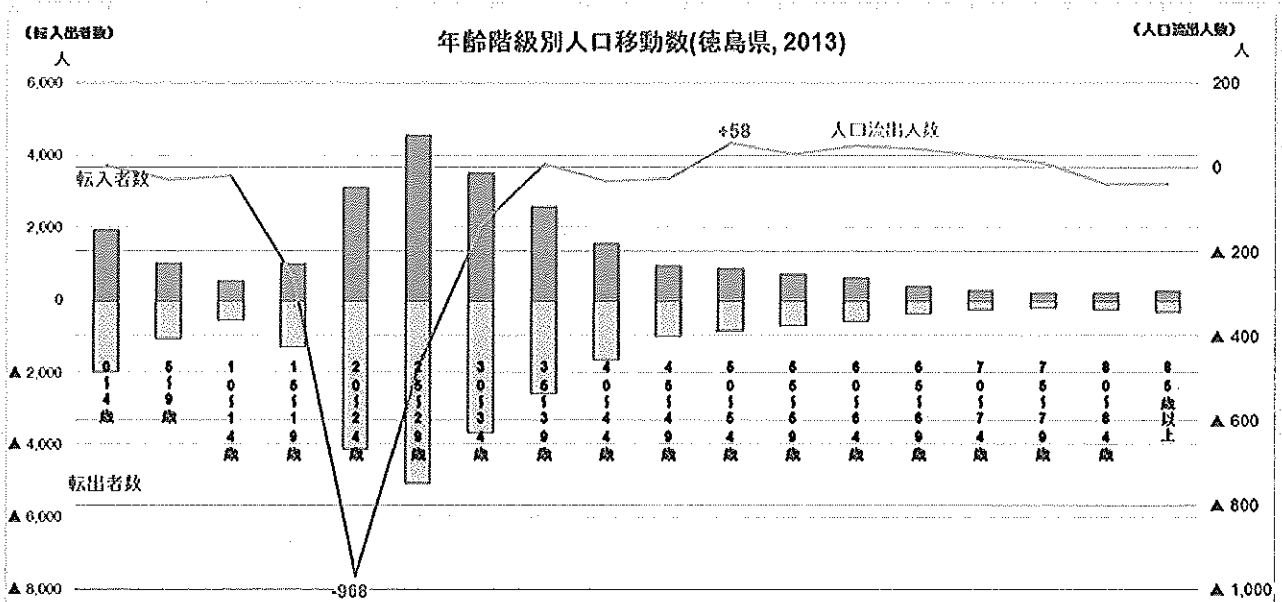


資料：総務省「国勢調査」

(4)人口流出の状況

本県の2013（平成25）年の人口移動については、20歳～24歳で人口流出者が968人と最も多くなっています。これは、大学卒業の頃に県外転出者が多くなっているためであり、子どもを生み育てる世代が減少することは、生まれる子どもの減少につながりますので、県内に魅力的な仕事、希望する職業を創り出す対策が重要になってきます。

図4 年齢階級別人口移動数（本県，2013）



資料：徳島県「人口移動調査」

(5)人口減少による影響

少子化の進行による急激な人口減少は、社会経済全般にわたり、様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

□経済社会への影響

- ・労働力人口が減少し、経済成長・経済活力が減退します。
- ・高齢化が進めば、年金・医療・介護等の社会保障費の急速な増加をもたらす、現役世代の負担が増大します。

□地域社会への影響

- ・地域の防犯などの自主的な住民活動をはじめとする地域コミュニティ機能が弱体化していきます。
- ・地域活動を支える次代を担う世代の減少にもつながり、田畑や森林の管理、伝統行事や地域の文化の継承が次第に困難になっていきます。

□子どもや家族への影響

- ・子ども同士で切磋琢磨し、社会性を育みながら成長していく機会が減少していきます。
- ・世帯の人数も減少し、単身者や子どものいない世帯が増加するなど、家族の形が変容することから、家族の支え合う機能の低下が懸念されます。

2 少子化の主な原因と背景について

(1) 未婚化・晩婚化の進行

本県における「未婚率」は男女とも年々上昇しており、2010（平成22）年の30歳から34歳の平均値では、男性が43.2%、女性が31.9%と、全国値よりも若干下回っているものの、20年前の男性27.6%、女性10.0%から大幅な上昇を示し、急速に未婚化が進行しています。

一方、本県における平均初婚年齢は徐々に上昇しており、2012（平成24）年の男性の平均初婚年齢は30.4歳（全国値30.8歳）、女性は28.6歳（全国値29.2歳）で、全国平均より低いものの、1980（昭和55）年時の男性27.3歳、女性24.5歳と比較して、男性は3.1歳、女性は4.1歳高くなっています。

図5-1 未婚率の推移【男性】（本県・全国）

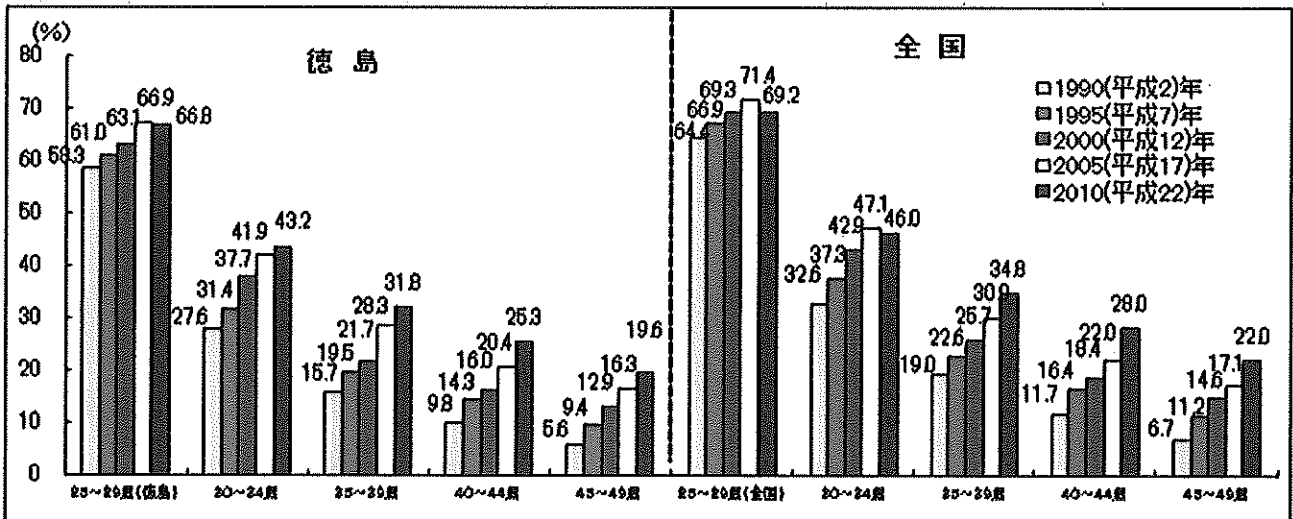
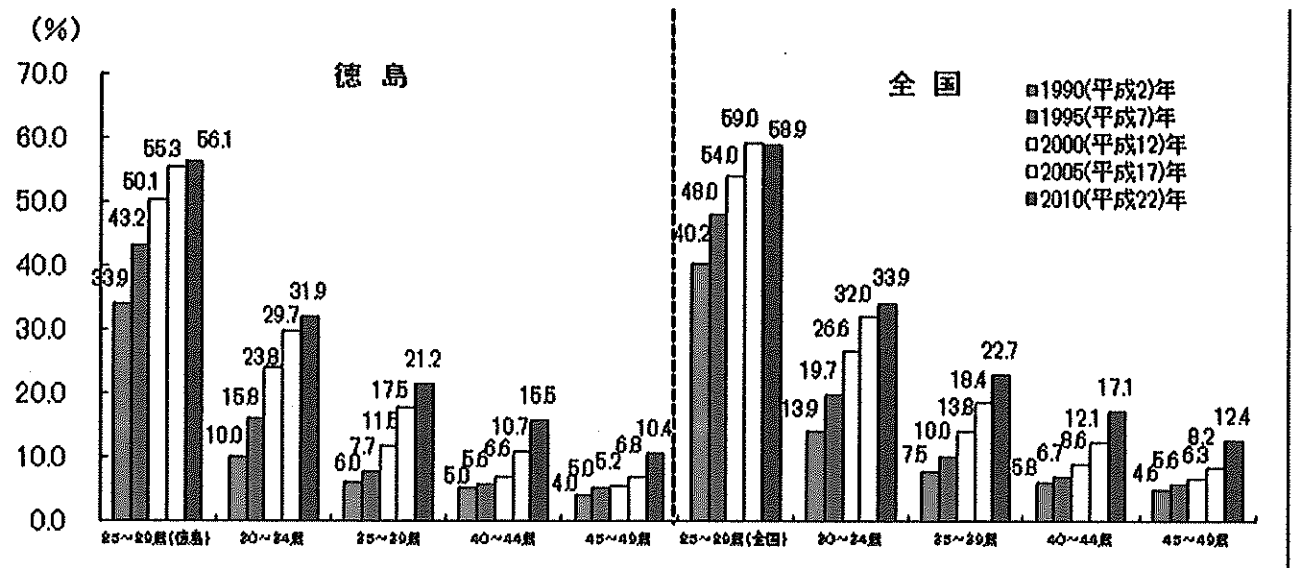
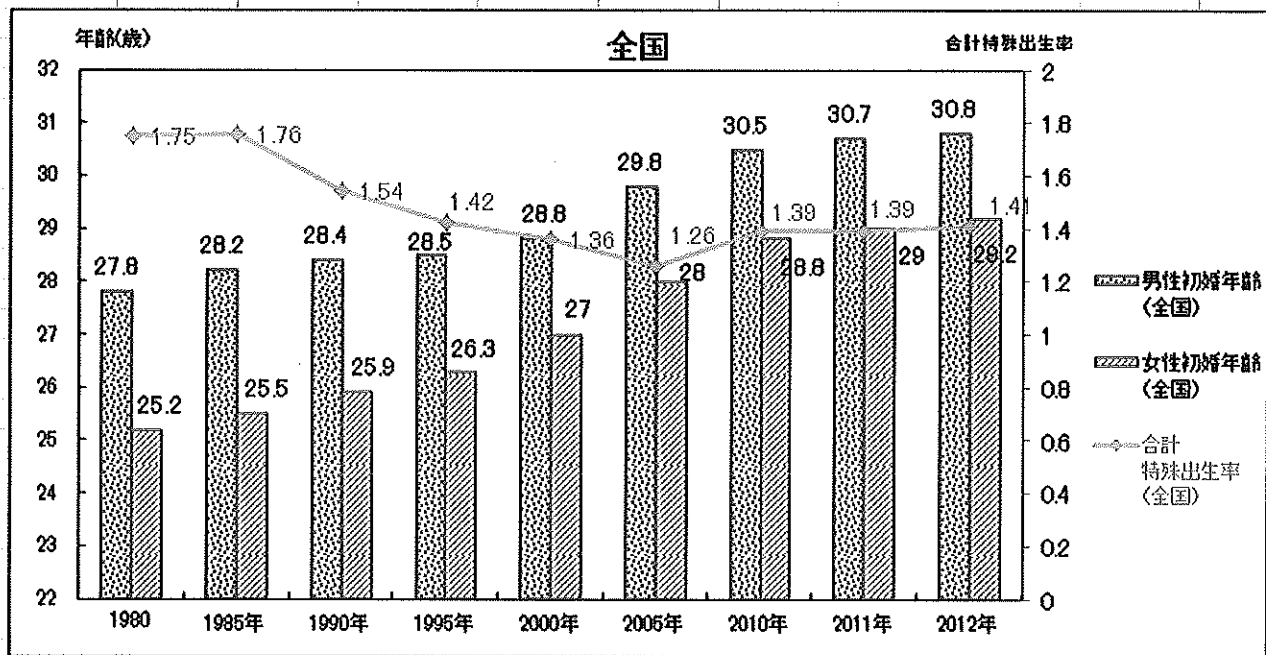
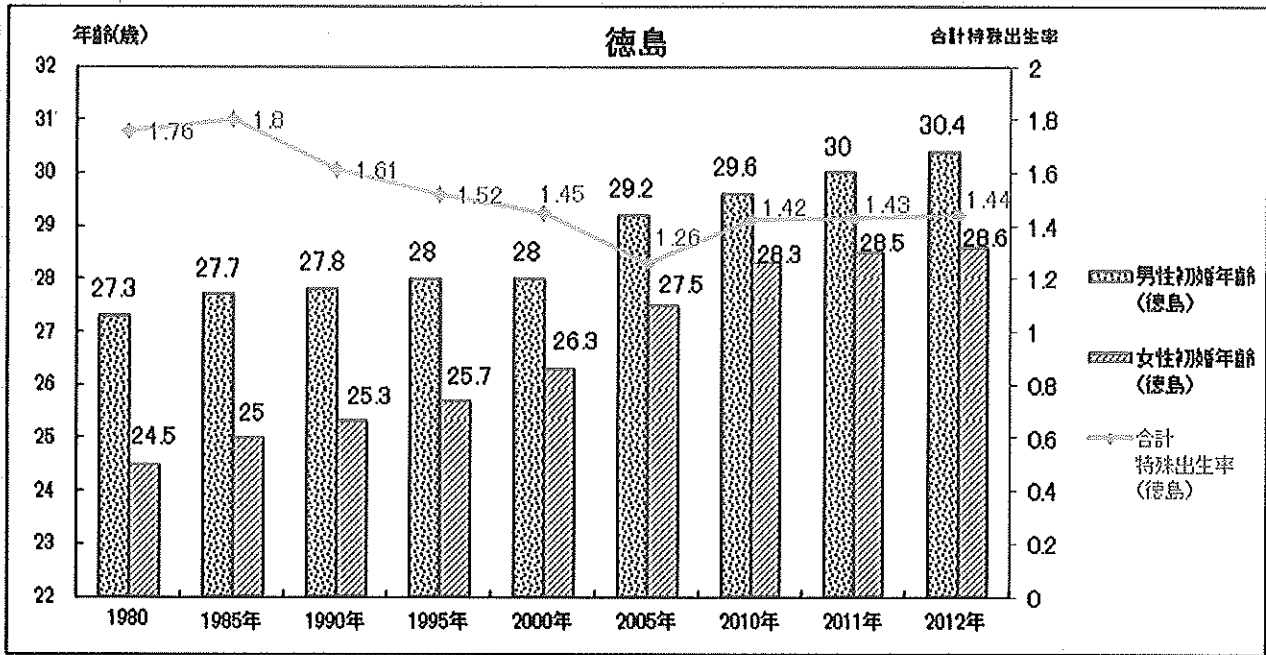


図5-2 未婚率の推移【女性】（本県・全国）



資料：総務省「国勢調査」

図6 平均初婚年齢の推移（本県・全国）



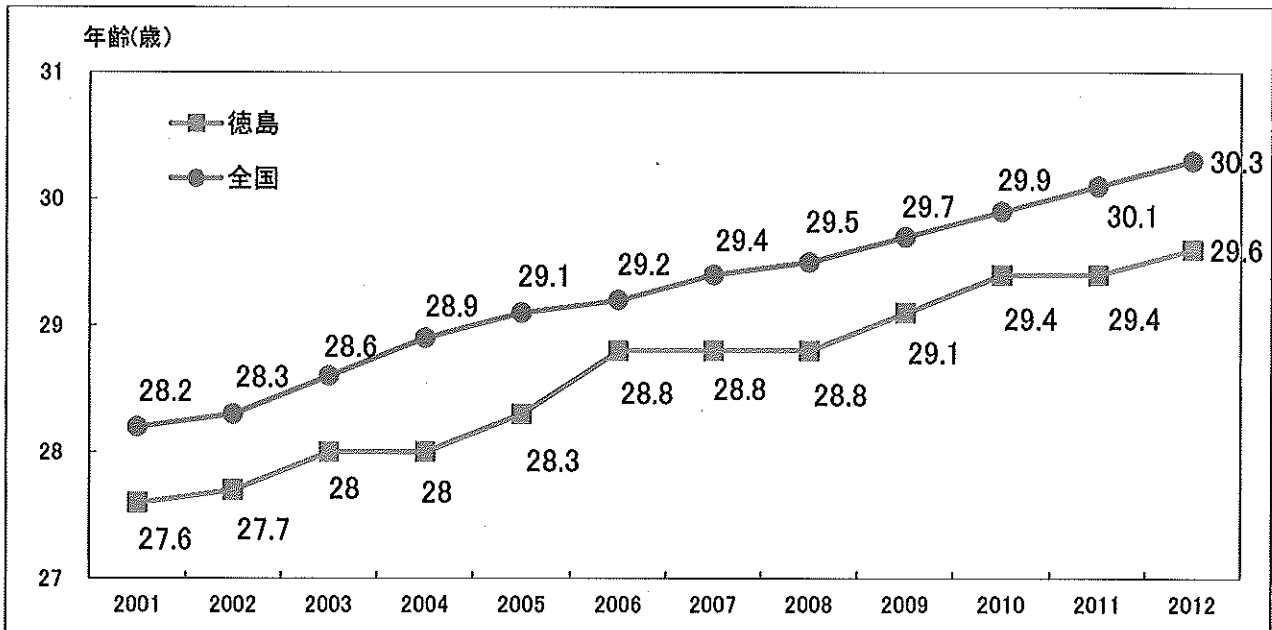
資料：厚生労働省「人口動態調査」

(2) 晩産化の進行

また晩婚化の進行に伴い、本県の第一子を出生したときの母親の平均年齢も、2012（平成24）年は29.6歳と、2001（平成13）年の27.6歳と比較して2.0歳遅くなっています。

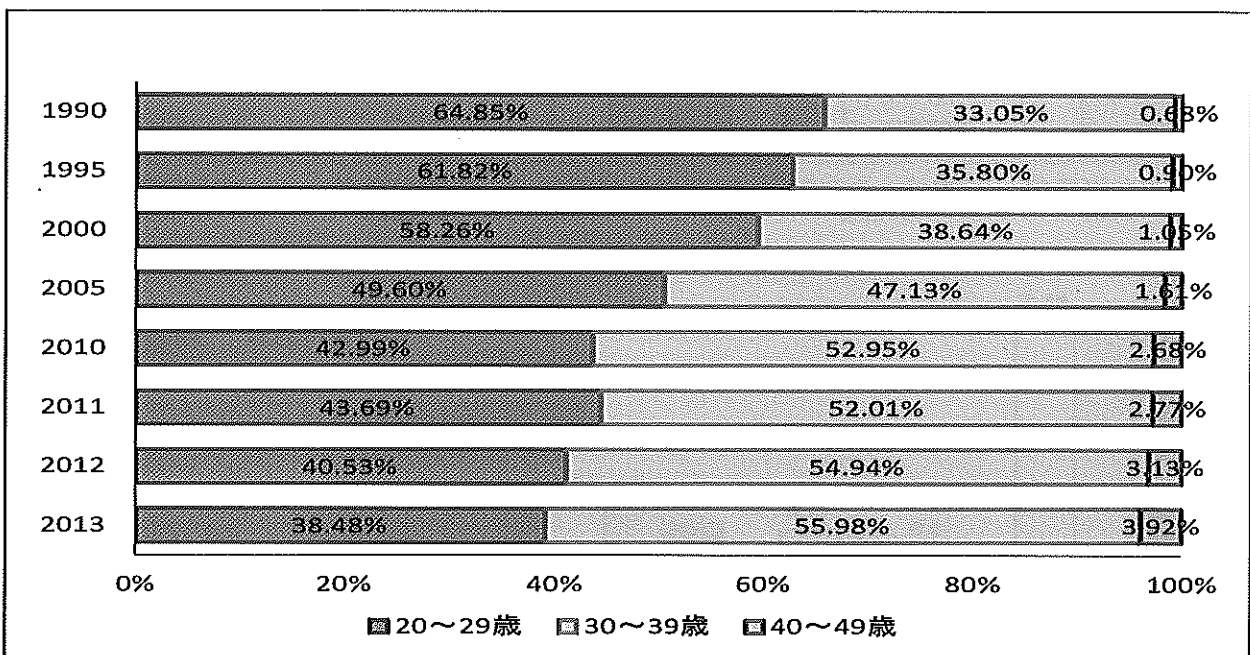
母親の年齢階級別の出生数の割合は、1990（平成2）年では、20歳代で約65%であったが、2013（平成25）年では、30歳代で約56%と過半数を占めるようになり晩産化が進行しています。

図7 第一児出生時の母の平均年齢（本県・全国）



資料：厚生労働省「人口動態調査」

図8 年代別出生数の割合の変動（徳島県）



資料：厚生労働省「人口動態調査」

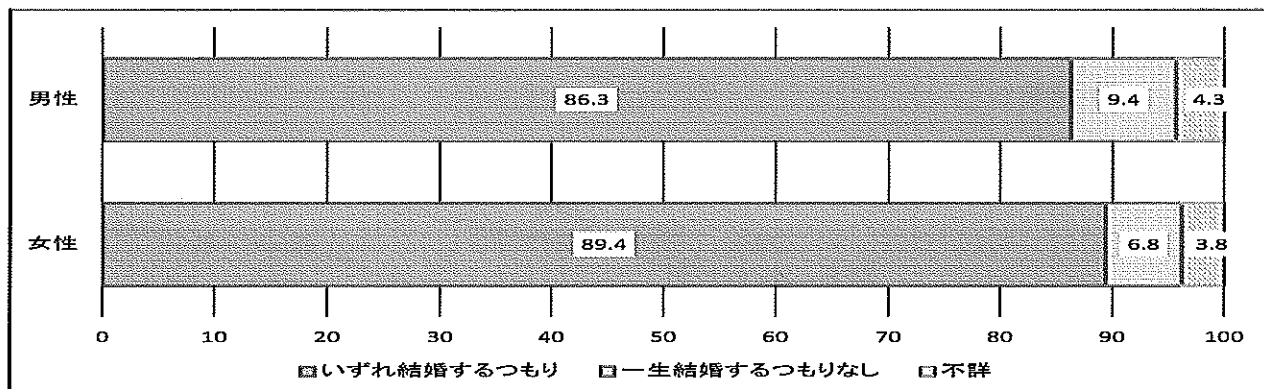
(3) 結婚に対する意識の変化

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、未婚の男女とも9割近くの者は、将来的には結婚する意思を持っています。

また、未婚である理由としては、「適当な相手とまだ巡り会わない」という理由をかかげる者が半数程度おり、「結婚資金が不足」「異性との交際が苦手」を選ぶ者も多くなっています。

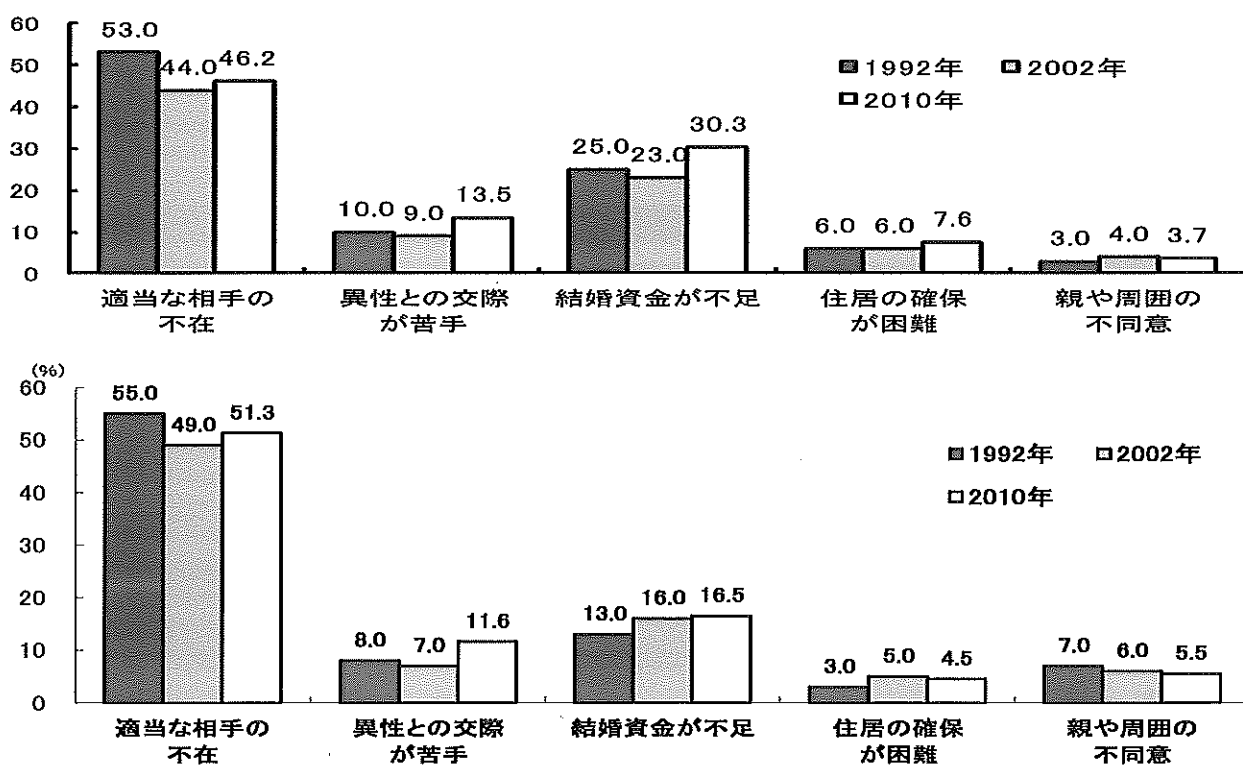
一方、見合い結婚の割合は、近年極端に少なくなっており、最近では約9割の者が恋愛結婚をしているという結果が出ています。

図9 未婚者（18歳から34歳）の結婚意思の割合【上:男性、下:女性】（全国）



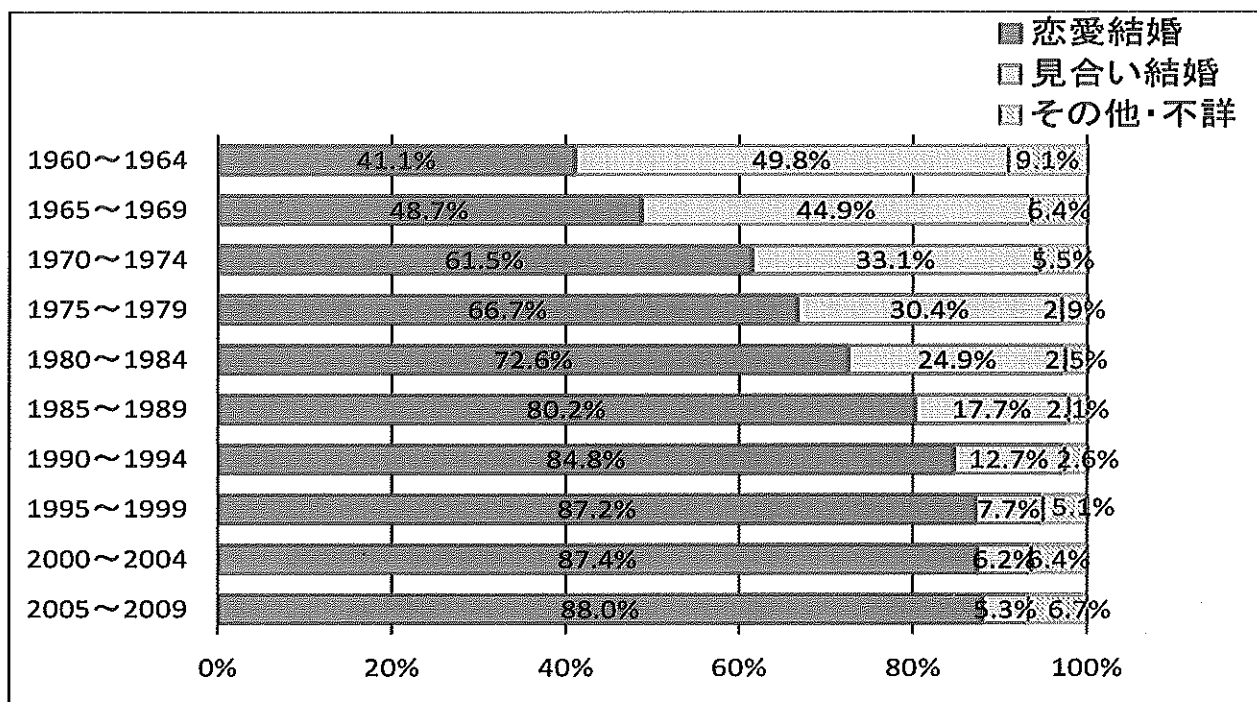
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」

図10 未婚者（25歳から34歳）が結婚できない理由【上:男性、下:女性】（全国）（%）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」

図 1 1 結婚形態割合の推移（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」

3 子育てを取り巻く環境の変化

(1) 家庭の子育て力の低下

本県の世帯数は、年々増加しており、2010（平成22）年では30.2万世帯で、1950（昭和25）年の17.1万世帯の2倍近くとなっている。

一方、1世帯あたりの人員数は、2010（平成22）年では、2.5人で、1950（昭和25）年の5.1人の半分程度となっている。

このような背景には、核家族化や1人暮らしの増加があり、家族の小規模化が進んでいる。このため、家庭で子どもを世話をする人がいなくなるなど、家庭における子育て力の低下がみられる。

図12-1 世帯数と1世帯あたりの人員数（本県）

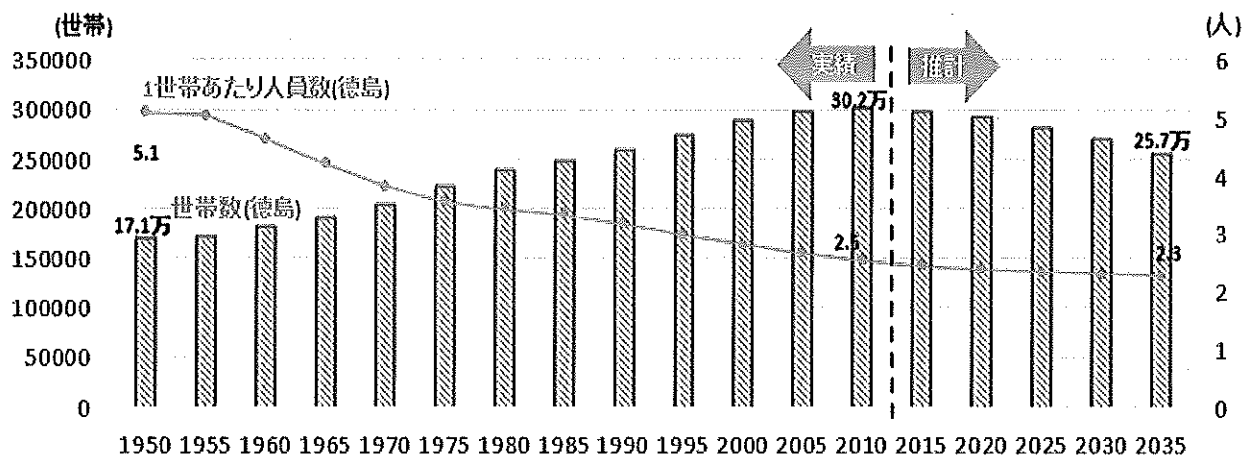
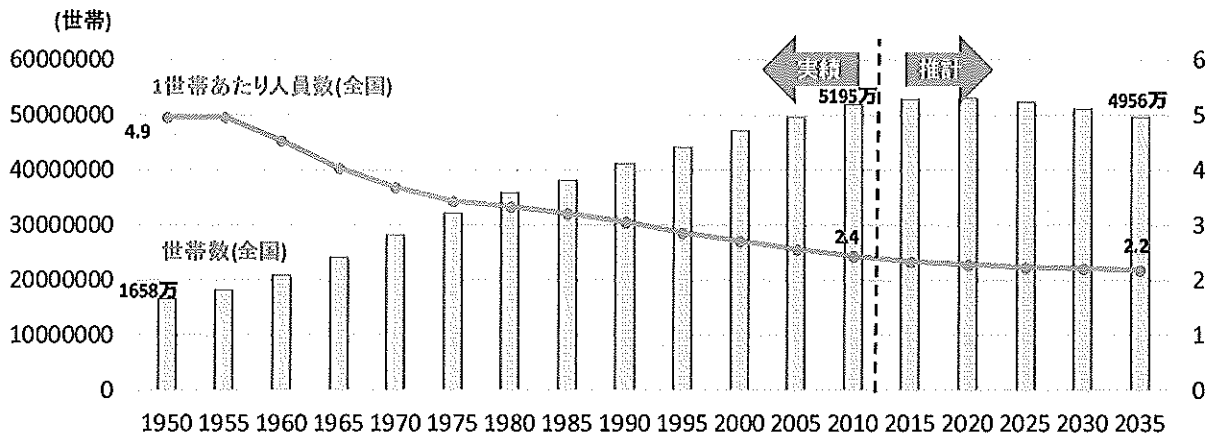


図12-2 世帯数と1世帯あたりの人員数（全国）



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計」

(2)ひとり親家庭の増加

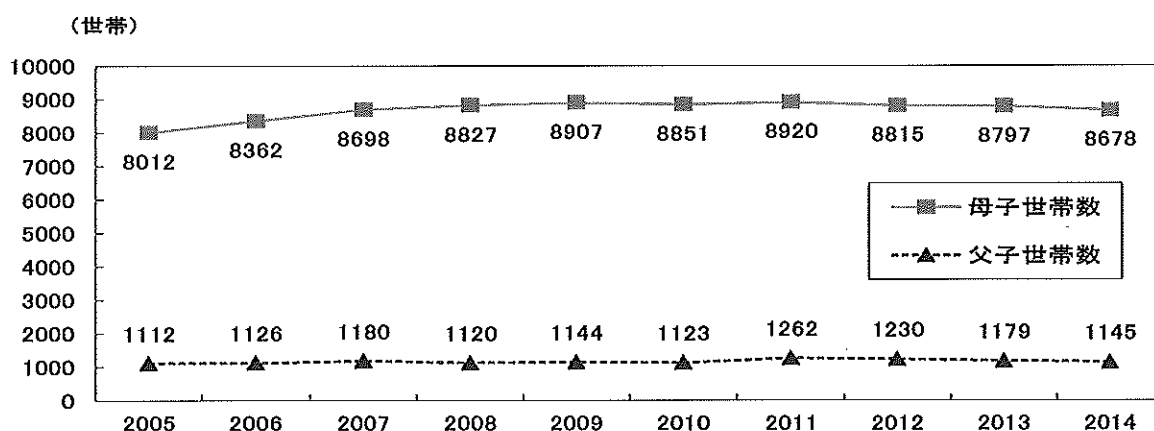
本県におけるひとり親家庭の数は、母子家庭については、2005（平成17）年以降、8,000世帯台、父子家庭については、概ね1,100世帯台で推移しています。

母子家庭では、約4割が臨時・パート等の不安定な雇用形態となっており、収入が少なく、家計に問題を抱えている母子家庭は7割を超えています。

父子家庭では、常用勤労者が約6割となっており、その平均収入は母子家庭の1.2倍となっており、母子家庭と同様に家計に問題を抱える家庭が約6割と増えてきています。

このようなことから、母子家庭、父子家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備していく必要があります。

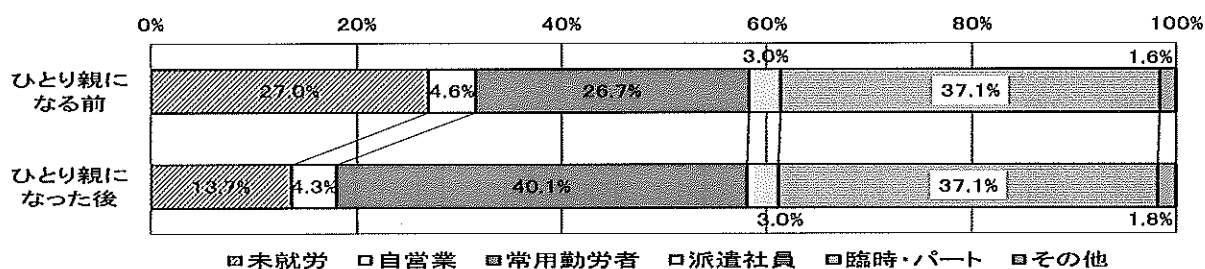
図13 ひとり親家庭（母子・父子世帯）数の推移（本県）



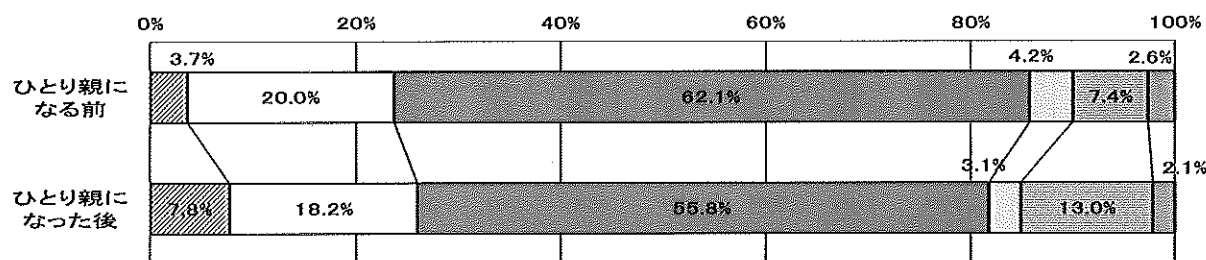
資料：市町村集計「母子家庭数等調査」

図14 ひとり親家庭の就労状況【上：母子家庭、下：父子家庭】（本県）

【母子家庭（平成26年度調査）】



【父子家庭（平成26年度調査）】



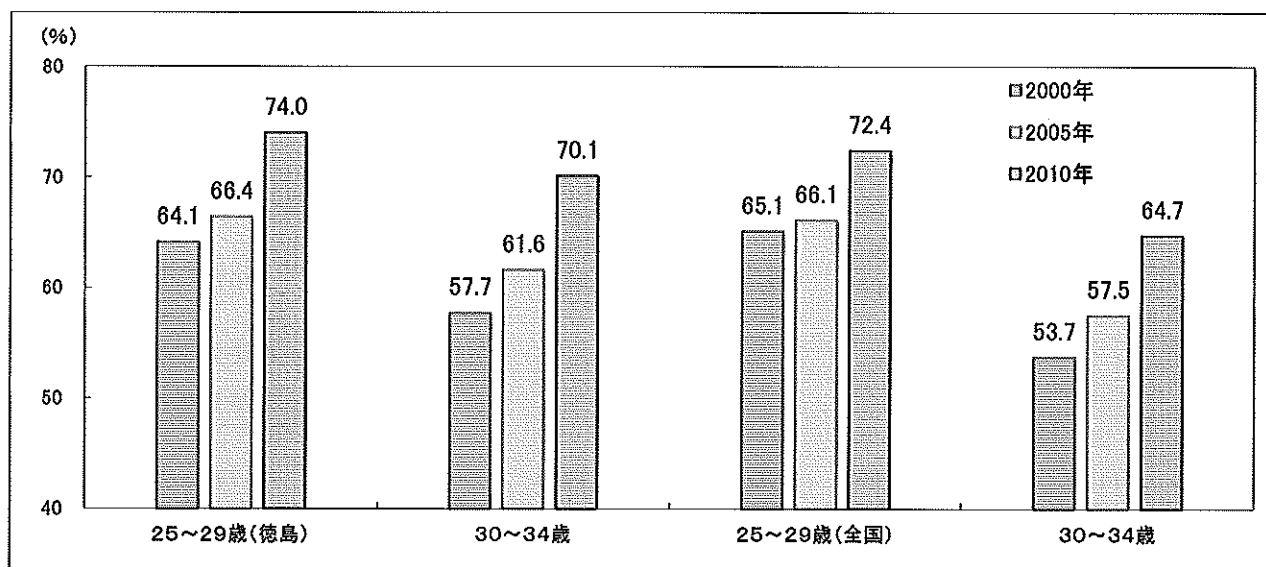
資料：徳島県「ひとり親家庭等実態調査」

(3)労働形態の変化

本県の「25歳から34歳」までの女性の内、就業している者の割合は年々上昇し、2010（平成22）年では、「25歳から29歳」では74.0%（全国：72.4%）、「30歳から34歳」では70.1%（全国：64.7%）と、両年齢層とも、全国平均を上回っています。

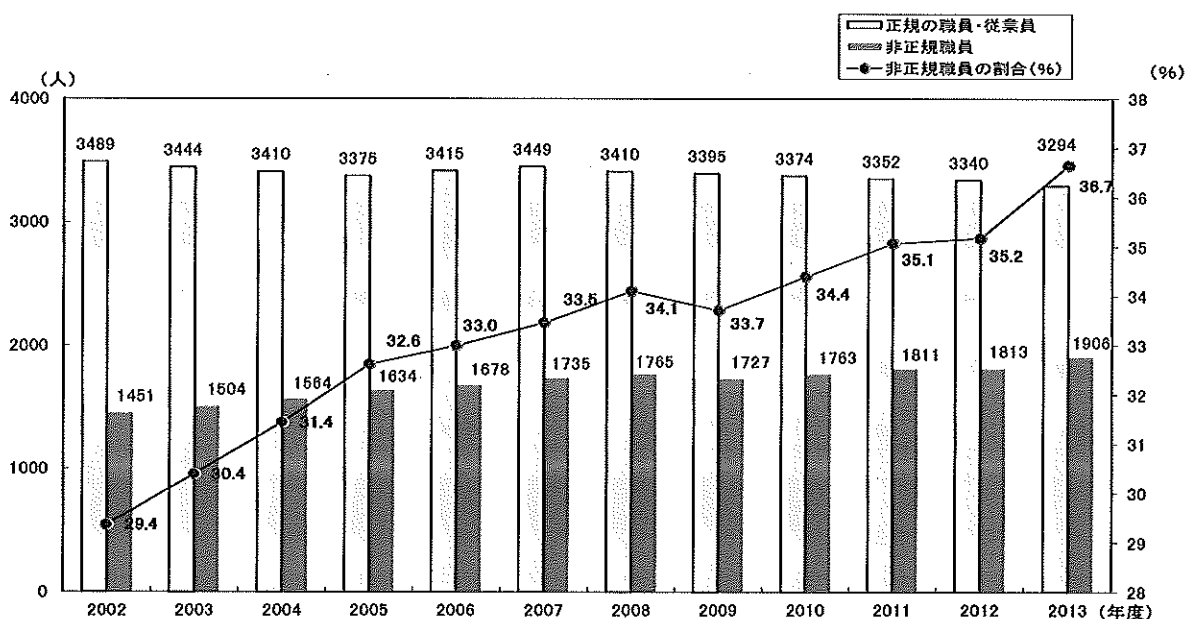
また、景気の低迷や労働人口の流動化により、正規職員・従業員が減少し、非正規職員の割合が増加しています。

図15 女性の年齢別就業率（本県・全国）



資料：総務省「国勢調査」

図16 非正規雇用者の割合（本県・全国）



資料：総務省「就業構造基本調査」

(4) 保育所の利用状況

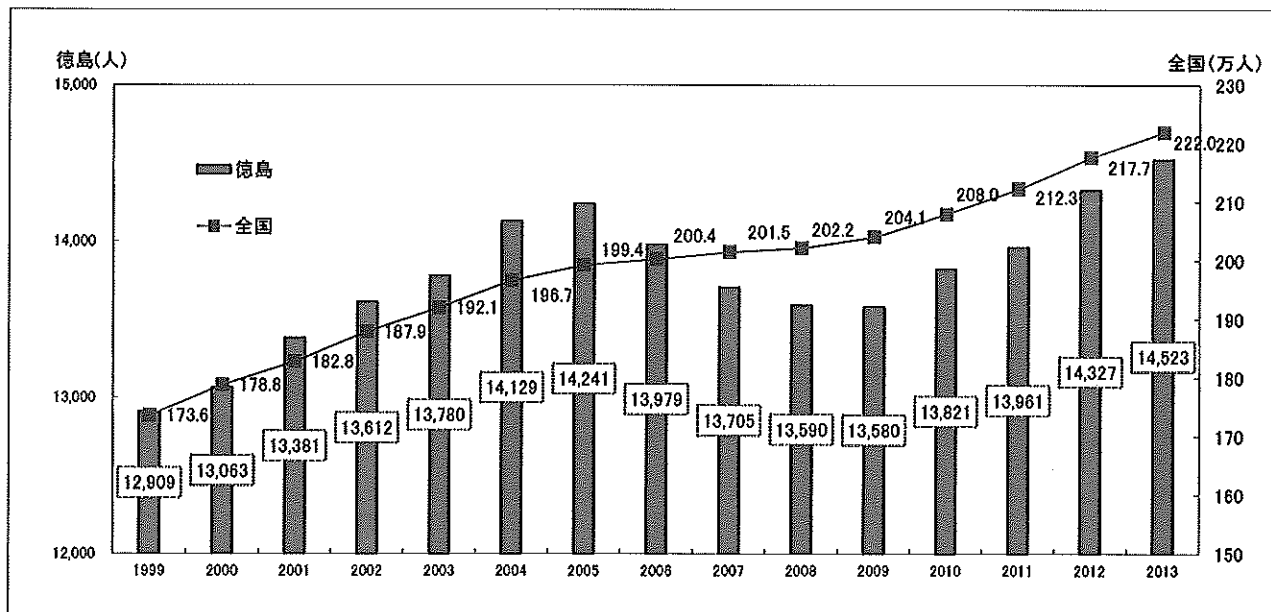
全国の保育所入所児童数は、増加傾向を示しており、2013（平成25）年は、約222万人となっています。

本県におきましては、2010（平成22）年から増加しており、2013（平成25）年は、14,523人となっています。

また、全国の保育所待機児童数は、2013（平成25）年は、22,741人で3年連続の減少となっています。

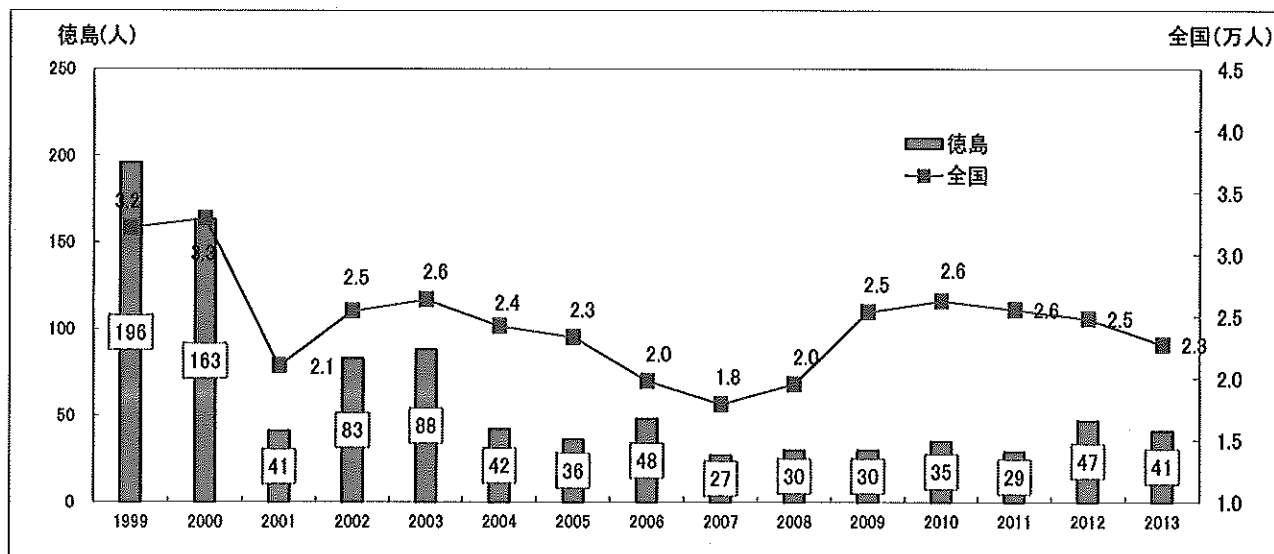
本県におきましては、市町村と連携しながら、保育所での受入数の拡大に努めてきた結果、2013年（平成25）年は、41人と2000年（平成12）年の4分の1程度になっていますが、今なお解消には至っていません。

図17 保育所入所児童数の推移（本県・全国）



資料：厚生労働省「保育所入所待機児童数調」

図18 保育所待機児童数の推移（本県・全国）



資料：厚生労働省「保育所入所待機児童数調」

4 子どもを取り巻く環境の変化

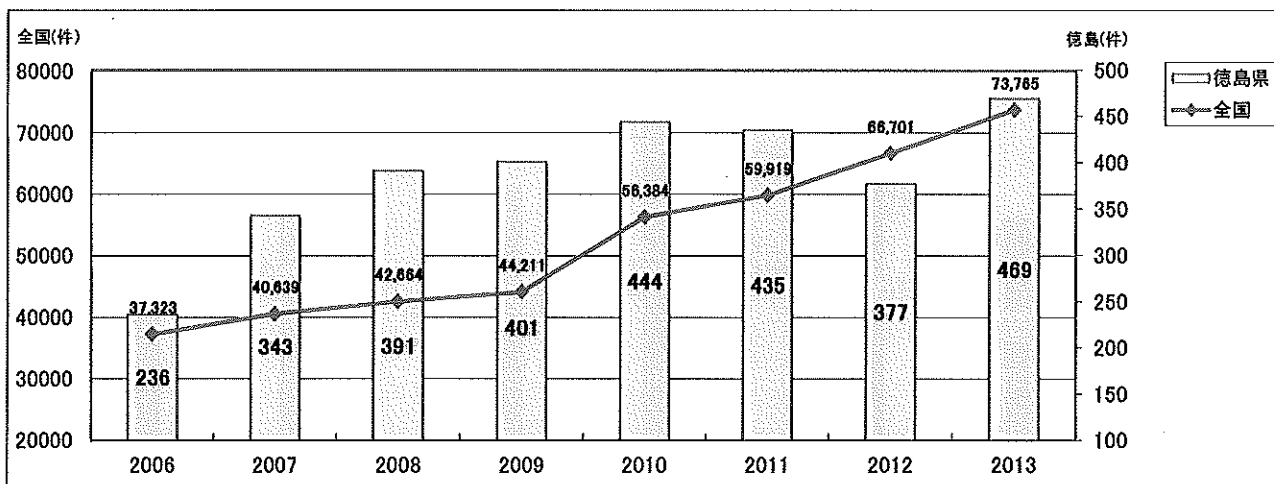
(1) 増加する児童虐待

全国の児童相談所が2013（平成25）年に対応した児童虐待の件数は、73,765件となっています。また本県において、県内3箇所のこども女性相談センターで対応した件数は469件であり、全国・本県とも過去最多となっています。

このような増加には、核家族化の進行による家庭での子育て機能の低下や、都市化に伴う地域社会の希薄化、育児不安など様々な背景が考えられますが、マスコミ報道等を通じ児童虐待への認識が高まったことや、児童虐待の早期発見・早期対応に向けた行政や関係機関等の取り組みが進んできたことも背景にあると考えられます。

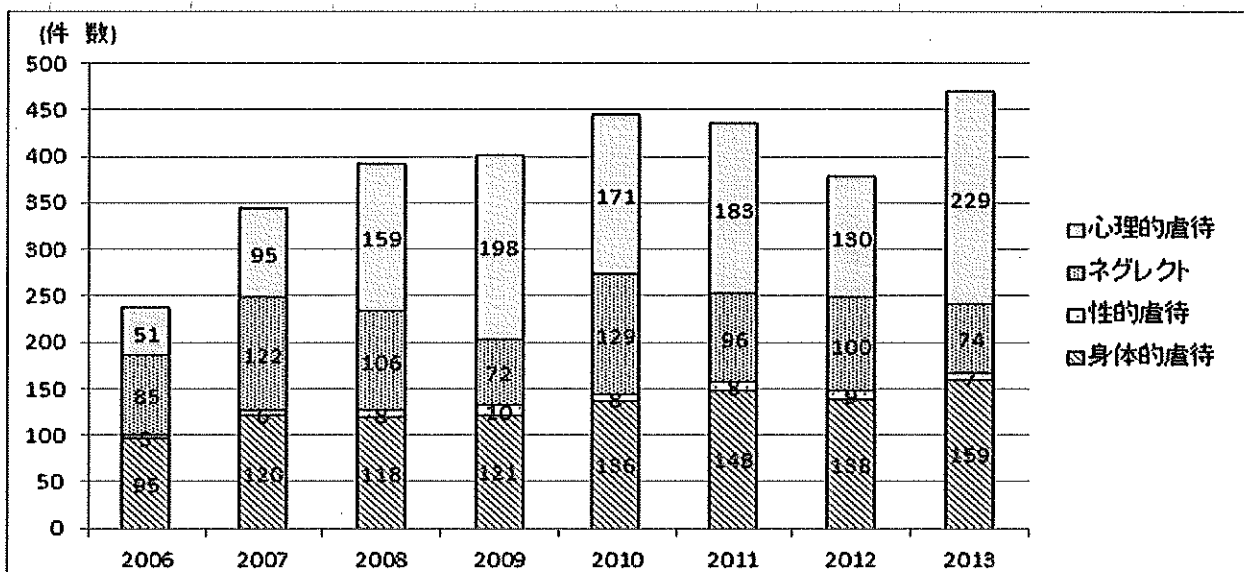
また、児童虐待を種類別で見ると、「心理的虐待」が増加傾向にあり、「身体的虐待」も依然として多くなっています。

図19 児童虐待相談対応件数の推移（本県・全国）



資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

図20 児童虐待の種類別件数（本県）



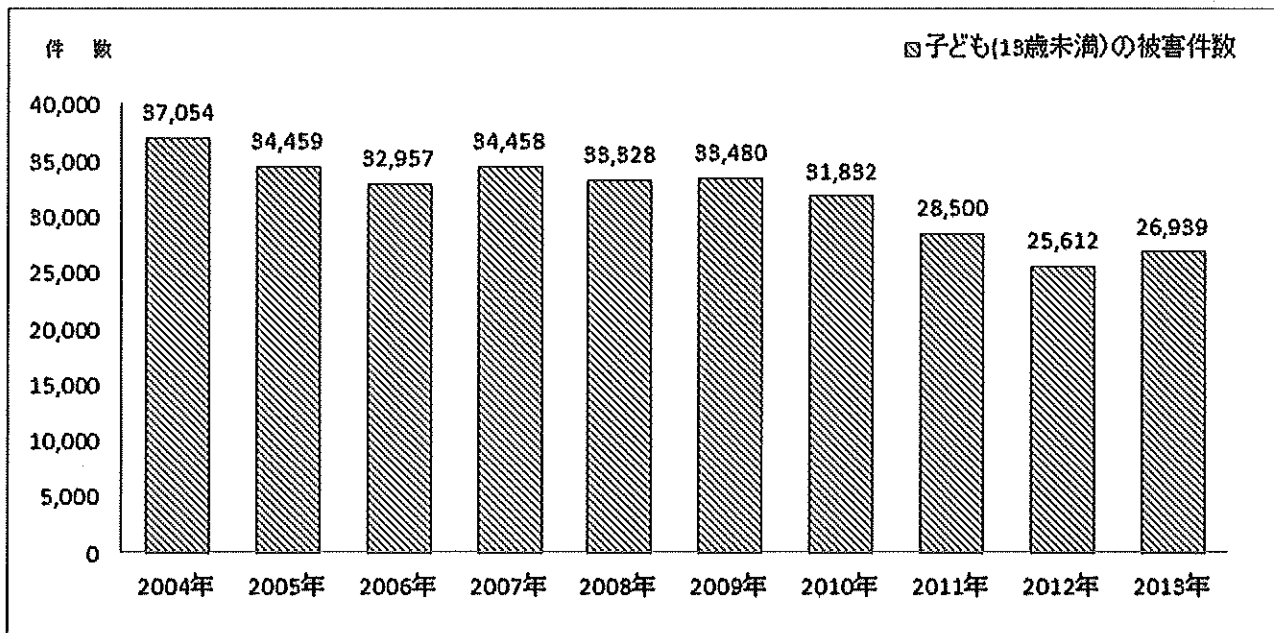
資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

(2) 子どもが被害者となる犯罪

全国の13歳未満の子どもが被害者となった刑法犯の認知件数は、2004（平成16）年以降減少傾向にありましたが、2013（平成25）年は26,939件と、前年より1,327件増加しました。

すべての子どもが安全・安心に育つことができる社会を目指し、子どもを犯罪から守るため、地域ぐるみでの取組みがより重要になっています。

図21 13歳未満の子どもの被害件数の割合の推移（全国）



資料：警察庁「警察白書」

第3章 具体的な取組み

- 1 若者の自立への支援
- 2 結婚、妊娠・出産、子育ての支援
- 3 子育て家庭を支える環境づくり

I 若者の自立への支援

1 若者の経済的自立への支援

次代を担う若者が、自らの希望に沿って結婚し、子どもを生き育てる上で、それを支えるだけの経済的基盤を有していることが大切です。このため、就職支援、能力開発、教育等幅広い分野にわたり、関係機関が連携して若者のキャリアアップを図り、次代を担う若者が適性及び希望に沿った職に就き、仕事を通じて職務能力を向上できるように支援します。

【主な取組み】

(1) 県内における就職の機会創出

○適職選択による安定就労の推進

- 「とくしまジョブステーション」において、併設の「駅のハローワーク」と連携し、就労支援から職業紹介に至る「雇用面での支援」をワンストップで提供するとともに「生活面での支援」として、「生活維持」、「職業訓練」等に関する相談や情報提供も積極的に実施します。
- 若年者の職業的自立を支援するため、「徳島県若年者就職サポートセンター（ジョブカフェとくしま）」において、45歳未満の若年者を対象に、職業相談や適性診断、マッチング・各種セミナーの開催等、能力向上と就労促進を図るためのサービスをワンストップで提供します。
- 農林水産分野の「就業相談窓口」を活用し、現場とのマッチングにより県内での就業を支援します。

(2) キャリア観の形成支援

- 若年無業者（ニート*）等の自立を支援するため、県内の地域若者サポートステーションにおいて、キャリアコンサルタントや臨床心理士等による個別的相談等を実施するとともに、関係機関のネットワークを活用した支援を行います。
- コールセンター等の情報通信関連産業の人材確保に向けた研修や企業見学会等を実施します。
- 「徳島県漁業人材育成プログラム」*に基づき、県立科学技術高等学校の生徒を対象に、本県漁業の概要や関係法令を学ぶ座学・講義型研修や漁業現場における体験学習等を実施することにより、漁業界の次代を担う人材の確保・育成に取り組みます。

- 建設産業への入職者の増加を図るため、講座やイベント等を通じて、建設産業の魅力の情報発信を推進します。
- 子どもの頃から建設産業に関心を持ってもらうため、子どもたちに建設機械の操作を実際に体験してもらうなど、職業体験の機会を提供します。
- 児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、小・中・高等学校を通じた系統的・体系的なキャリア教育*の推進のため、すべての学校においてキャリア教育推進に向けた指導体制を構築し、学校全体で推進します。

(3) インターンシップ（就業体験）の推進

- 県内農家の生産現場や食品関連企業などをフィールドとして捉え、農業系の大学生・高校生をインターンシップとして受け入れることにより、キャリアを広げ、県内での就農・就業を推進します。
- 高校生等を対象にした林業機械の操作体験など、林業従事者の確保に向けたインターンシップを若手林業従事者等の指導により実施します。
- 建設産業の魅力を発信し若手入職者の増加を図るため、建設系学科の学生を対象に、県発注工事現場を活用したインターンシップを実施します。
- 産業界や関係機関と連携を図り、職場体験・インターンシップ等の体験的な活動を受け入れる企業の確保・開拓に努めるとともに、幅広い異年齢者との交流や就業におけるミスマッチ未然防止の観点から、学校側と企業側のマッチングの仕組みを構築するなど、職場体験・インターンシップの推進に努めます。

(4) 第一次産業等のイメージアップ

- 「もうかる農業」に取り組む若手就農者や女性農業者などの活動について、動画等を活用した魅力を効果的に発信し、県内での就農を推進します。
- 高性能林業機械*が稼働する魅力ある最新の林業現場の映像を盛り込んだDVD及びパンフレットを作製し、林業のイメージアップに取り組みます。
- 漁業活動そのものはもちろんのこと、魚食普及や海岸清掃など、漁業者らが取り組む様々な社会活動をマスメディア等を通じて広く発信することにより、漁業や漁村、漁業者に対するイメージの向上に努め、次代を担う人材の確保につなげます。

(5) 就労者のスキルアップ

- 在職労働者がその能力を十分に発揮できるよう、労働者の有する職業に必要な技能及びこれに関する知識等を追加して習得させます。
- 栽培技術に不安をもつ新規就農者に対し、地域で優れた農業経営を行う指導農業士等が実践的な技術研修を行うなど、スキルの向上を図り、定着を推進します。
- 若手林業従事者等のスキルアップを図るため、林業マイスターを活用した架線等高度林業技術者研修を実施します。
- 「徳島県漁業人材育成プログラム」*に基づき、若手漁業者を対象とした座学形式の「浜の出張講座」や県外卸売市場における就業体験等を実施することにより、次代を担う経営感覚に優れた担い手の育成に取り組みます。
- 若手の建設労働者の早期の資格取得や技能習得を目的に、各種研修や、県発注工事現場を活用した講習会を実施します。
- 建設産業における若手技術者等の人材を確保・育成するため、国家資格の受験準備講習会を実施し、資格取得を支援します。

次代の担い手である子どもが個性豊かにたくましく成長するため、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てる教育を推進するとともに、若者が「ふるさとを誇りに思う心や愛する心」を持って、地域の未来に積極的に関わっていくことができる取組みを進めます。

【主な取組み】**(1) 次代の親・次代を担う人材の育成****○学校教育を通じた次代の親の育成**

- 郷土の自然や伝統、文化への理解を深め、郷土の発展に尽くした先人の生き方に学ぶことにより、ふるさとを誇りに思う心の育成に努めます。
- 家庭や家族の基本的な機能を理解し、男女が協力して家庭を築くことの大切さを認識させる教育を推進します。
- 幼稚園や保育所等の乳幼児と直接触れあうことで、親の役割と子育ての意義を理解させる教育を実践します。
- 小学校での職場見学や中学校での職場体験、高等学校における就業体験など、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の実践を行い、勤労観や職業観を育てます。
- 専門高校において、社会で求められる知識や技能を身に付け、地域産業の担い手や将来のスペシャリストとして自立できるよう、職業教育を推進します。

○大学等との連携

- 大学等による地域の課題解決に向けた調査研究や社会貢献活動、地域の再生・活性化を担う人材育成に向けた取組を支援し、地域の未来を担う若者の育成に努めます。
- 次代の親となる世代に、乳幼児と直接触れあう機会を提供し、子育てに関する知識について学ぶなど、次代を担う親づくりを推進します。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）*の被害者にも加害者にもならないように、DV予防の視点に立って、中学生、高校生、大学生、看護学生等を対象に、「デートDV」を防止するための啓発セミナーを開催します。
- 臨床心理学を学んでいる大学院生をライフサポーター*として、不登校で引きこもりがちな児童生徒の家庭や学校へ派遣し、悩みや不安の解消に向けて支援します。

○次代を担う人材の育成

- 消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結び付ける力を育むとともに、社会においてより良い消費社会づくりに貢献できるよう、「就学前」、「就職前後」等の各ライフステージに応じた消費者教育を推進します。

- 水質や大気、自然環境などをテーマに、管内小中学校において、職員が出前講座としてフィールドワークを中心とした環境学習を実施することにより、小中学生の環境意識の醸成を図ります。
- 産学官で構成する「農業人材育成会議（仮称）」により、農業人材としてのキャリアアップを図ります。
- 「農業大学校」における実践教育を通じて、地域農業の中核となる人材を育成します。
- 「アグリビジネススクール」において、農業者の経営スキルを高め、「経営感覚に優れた農業人材」の育成を推進します。

(2) 個性や能力を伸ばす教育の充実

○確かな学力の向上

- 小・中学校の各学年等の特性に応じて少人数学級、少人数グループ指導やチームティーチング*指導に対応するための教員配置を行い、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。
- 個に応じた適切な指導や必要な支援の充実を図るとともに、教員がじっくり子どもと向き合う環境づくりのために、退職教員や社会人等の人材登録制度を活用して、学力向上や生徒指導にかかる支援を行います。

○豊かな心の育成

- 国際理解促進のために学校等へ講師を派遣するほか、日本語を母国語としない児童生徒のために学校への日本語講師の派遣や夏休み期間中における日本語指導を行います。
- 子どもの豊かな道徳性を育むため、学校や地域の実態に応じた指導の充実を図るとともに、家庭や地域と連携した道徳教育を推進します。
- いじめ、少年非行、不登校に対応するため、スクールカウンセラー*を全公立小・中学校に配置し、児童生徒や保護者、教職員の相談に対応します。また、学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカー*やスクールプロフェッサー*、ライフサポーター*を派遣します。

○健やかな体の育成

- 地域スポーツ人材を運動部活動外部指導者や体育授業派遣指導者として派遣します。また、「子どもの体力向上支援プラン」に基づく「体力づくり運動プログラム」の普及・実践等具体的施策を検討し、本県児童生徒の体力向上を図ります。

○信頼される学校づくり

- 学校運営協議会制度の活用等による特色ある学校づくりを推進するため、「コミュニティ・スクール推進事業（文部科学省）」における研究成果の普及に努めます。
- 県立学校の施設整備においては、ユニバーサルデザイン*を取り入れ、良好な教育環境の提供を行います。
- 学校安全ボランティア（スクールガード）を養成し、地域ぐるみで子どもの安全を守る学校安全体制づくりを推進します。

○幼児教育の充実

- 幼稚園教諭、保育士、保育教諭*を対象に、合同研修会等を実施し、連携の強化に向けた施策、事業の推進に努めます。

（3）家庭や地域の教育力の向上

○家庭教育への支援の充実

- PTAやNPO、社会教育団体・施設等と連携、協力し、子どもの生活習慣確立や、読書活動の推進等、家庭教育の支援と充実を図ります。

○地域の教育力の向上

- 地域の住民や団体による学校支援ボランティアの活動を促進し、地域ぐるみの学校支援体制づくりを進めます。
- 地域で活動する青少年団体等指導者の育成や、その資質・指導力の向上を図ります。
- 公民館等の社会教育施設と連携し、地域住民がいつでもどこでも学べる地域づくりを促進します。

（4）子どもの健全育成

○県民を挙げての非行防止

- 健全育成の重要性について県民の認識を深め、県民に身近な青少年育成市町村民会議・青少年育成徳島県民会議や地域活動団体と連携しながら、家庭・学校・地域で県民挙げて非行防止などに取り組みます。

○児童福祉理念の普及啓発

- 児童福祉に対する理解と認識を深めるため、児童福祉月間を定め、月間中に各種のイベントの開催や周知を行うことにより、子どもが健やかに生まれ、育成される環境づくりを推進します。

○子どもに関わる団体への支援

- 子どもの健やかな成長に寄与することを目的とした団体を支援することにより、地域住民の連携による子育て活動を促進します。

○いじめ問題を抱える児童の立ち直り支援

- 学校などの教育関係機関と連携を図り、いじめ事案を早期に把握し、問題を抱える児童や保護者に個別の対応を図るとともに、問題解決に向けた支援や指導を強化します。

生まれ育った家庭の経済的な事情により進学を諦めたり、不安定な就労を余儀なくされたり、貧しい生活から抜け出せないという「貧困の連鎖」を断ち切り、次代を担う全ての子どもが、将来に夢と希望を持って成長できるよう、子どもの貧困対策を推進します。

【主な取組み】**(1) 貧困の状況にある子ども・若者への就学・学習支援****○学校をプラットフォームとした福祉関係機関との連携**

- 小・中学校の各学年等の特性に応じて少人数学級、少人数グループ指導やティームティーチング*指導に対応するための教員配置を行い、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。
- 学校問題解決支援チーム（スクールプロフェッサー*、スクールソーシャルワーカー*）を学校へ派遣し、生活支援相談の充実を図るとともに、福祉関連機関との連携構築を支援します。
- 学校運営協議会制度の活用等による特色ある学校づくりを推進するため、「コミュニティ・スクール推進事業（文部科学省）」における研究成果の普及に努めます。
- 「徳島県学び直しへの支援金」事業の実施により、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、継続して授業料についての支援を行います。

○生活困窮世帯等への就学支援の充実

- 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、市町村が行う「就学援助」の円滑な実施を推進します。
- 国における「高等学校等就学支援金制度」により、高等学校等の授業料についての負担の軽減を図ります。
- 「私立高等学校等授業料軽減事業」を実施し、私立高等学校等に通う生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図ります。
- 「徳島県奨学のための給付金事業」を実施し、高校生等が安心して教育を受けられるよう、修学に係る授業料以外の教育費を支援します。
- 勉学に意欲を持ちながら、経済的に修学が困難な高等学校等に在学する者に対して奨学金を貸与し、教育の機会均等を図ります。
- 高等学校等で生活行動が良好であり、かつ、学資の支弁が困難な者に対して、授業料の減免を行い、教育の機会均等を図ります。
- テクノスクール普通課程訓練生の授業料を免除します。
- 特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校に就学する障がいのある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費や学用品費等、就学に必要な経費を援助します。

○生活困窮世帯等への学習支援の推進

- 生活保護世帯をはじめ生活困窮者世帯やひとり親世帯等の子どもを対象に学習支援を行い、学力や進学率の向上を図ります。
- ひとり親家庭の子どもに児童訪問援助員（ホームフレンド*）を派遣し、悩みの相談や、簡単な学習指導、生活指導を行います。
- 地域の人材を活用し、生活保護世帯をはじめ生活困窮者世帯や、ひとり親世帯等の子どもが、放課後や土曜日、休日等における多様な学習や体験活動を行う豊かな教育環境づくりを推進します。

○子どもの食事・栄養状態の確保

- 子どもの食習慣の確立や学校給食による地産地消の推進等、子どもを中心として学校・家庭・地域の連携した取組みを推進します。
- 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金による学校給食費の補助を行います。

(2) 貧困の状況にある家庭への生活支援

○保護者に対する相談・支援の推進

- ひとり親家庭の子育てをはじめとした生活や就業等に関する様々な悩みについて、身近なところで相談を受け、支援に関する情報の提供や助言を行うなど、相談・情報提供機能の充実を図ります。
- 親が教育や進学について、熱意や関心がないことが子どもにも影響していると考えられることから、子どもの養育や基本的な生活習慣の改善等に関する相談支援等の取組みを推進します。

○住居の提供による生活支援

- ひとり親世帯や多子世帯など生活困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅の優先入居を行います。
- 専門的・継続的な生活指導等の支援を必要とする母子家庭の母等に対して、母子生活支援施設の入居による地域での生活を支援します。
- 配偶者等と離別して自立しようという意思を持つDV*被害者に対して、仮住居の提供、相談、援助を行い、早期の自立を促進します。

○生活困窮者等への生活支援の推進

- 子育てをしながら生きがいを持って働き続けることができるよう、必要な保育サービス量の確保を支援します。
- ひとり親家庭の親が修学や病気のために、一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育を行います。

○子ども・若者の就労支援

- ひとり親家庭の子どもの修学のために必要な資金や就職するのに必要な知識技能を習得するために必要な資金を貸付けます。
- 学校とハローワーク等の関係機関が連携し、就職に関する情報を積極的に提供するなど就労を支援します。
- 若年無業者（ニート*）等の就労支援を促進するため、「地域若者サポートステーション」において、キャリアコンサルタントや臨床心理士等による個別相談等を実施するとともに、関係機関のネットワークを活用した支援を行います。

○児童養護施設等を退所する子ども等への支援

- 児童養護施設等を退所する子ども等に対して、就職、進学、アパート等を賃借するときの身元保証人の確保、又は、保護者がいない場合の未成年後見人の確保などの支援を行います。

(3) 貧困の状況にある保護者に対する就労の支援

○保護者に対する就労の支援

- 生活困窮者や生活保護受給者に対して、ハローワークとも連携し支援を行います。
- 児童扶養手当受給者に対して、自立支援プログラムの策定によるきめ細かな就労支援を行い、自立を推進します。
- ひとり親家庭の父母が安定的な収入を得ることにより、経済的に自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携により、職業能力向上のための訓練受講につなげるなど個々の実情に応じたきめ細かで効果的な就業の支援を行います。
- ひとり親家庭の親等に対し、民間教育訓練機関等に委託して就職に必要な技能・知識を習得するための職業訓練を実施し、支給要件に該当する方には訓練手当を支給するなど、ハローワーク等と連携して職業訓練の受講機会の拡充に努めます。

(4) 貧困の状況にある家庭への経済的支援**○生活保護世帯への経済的支援**

- 生活保護世帯の子どもの教育や高校進学に係る経費を支給し、経済的負担を軽減します。

○ひとり親家庭への経済的支援

- 児童扶養手当、児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等に関する情報を提供することにより、適切な給付と貸付けを行うなど経済的支援に取り組みます。(再掲)
- ひとり親家庭に対して医療に係る費用の助成を行い、ひとり親家庭の子どもとその親の保健の増進を図ります。

Ⅱ 結婚、妊娠・出産、子育ての支援

1 未婚化・晩婚化への対応策の推進

急速に進行する少子化の要因の一つとなっている未婚化・晩婚化の理由のひとつに、出会いの場や機会が少ないことがあげられます。

結婚は、個人のプライバシーに関わる問題ですが、社会全体で結婚に対する理解と認識を深め、結婚をしたいと思う男女が結婚しやすくなるよう、出会いや交流の場づくりなどの取組みを推進します。

【主な取組み】

(1) 男女の出会いを支援する施策の充実

○出会いと結婚の機会づくり

- 希望しつつも、適当な出会いの機会に恵まれない独身男女に対して、「とくしま出逢いきらめきセンター」と「徳島県企業婚活支援ネットワークセンター」*が連携して、出会いイベント情報の提供を行うとともに、先進的な出会いの機会づくりを支援することにより、効果的な出会いや交流の場を創出します。

○企画提案型の婚活事業を支援

- 市町村等が実施する地域の実情に即した創意工夫あふれる企画提案型の婚活事業を支援します。

(2) 出会い・結婚を支援する人材の育成

○きらめき縁結び応援団の育成

- 地域で出会い・結婚応援に取り組んでいる活動団体（きらめき縁結び応援団）を対象としたスキルアップ講座やコーディネーター養成講座等の実施により、地域で核となる人材の育成を図ります。

2 家庭における子育て支援の充実

Ⅱ-2

核家族化やひとり親家庭の増加などにより、家庭における子育て力の低下が見られる中で、子育て家庭のニーズに応え、家庭における子育てを支援するため、子どもや母親の健康の確保を図るとともに、医療費等にかかる経済的負担の軽減を引き続き行います。

また、思春期の子どもの心の健康づくりを支援し、さらには子どもの食育の推進を図ります。

【主な取組み】

(1) 子育て家庭の負担の軽減

○子育て家庭の孤立化や不安の解消

- 子育て家庭の様々な不安や悩みに身近で気軽に対応できる場の開設を支援します。
- 市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業*や養育支援訪問事業*、子どもを家庭で養育することが一時的に困難となった場合に児童養護施設等で短期間預かる子育て短期支援事業*が活用されるよう制度の周知に努めます。
- 急な疾病や災害又は育児疲れ等により、保育が困難となるような場合でも安心できるよう、一時的な保育の実施を支援します。

○経済的負担の軽減

- 国における児童手当の円滑な推進に努めます。
- 多子世帯の子どもが安心して保育所を利用できるよう、保育料の軽減を支援します。
- 乳幼児等医療費助成事業を行う市町村に補助金を交付することにより、乳幼児等の疾病の早期発見と早期治療を促進し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。
- 勤労者向け融資制度において、子育て世帯に対する教育費等の優遇制度を設け、積極的に利用促進を図ることにより、子育て世帯の経済的負担を軽減します。
- 保護者が負担する入園料及び保育料について負担軽減を図ります。
- 国における「高等学校等就学支援金制度」により、高等学校等の授業料についての負担の軽減を図ります。
- 「私立高等学校等授業料軽減事業」を実施し、私立高等学校等に通う生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図ります。
- 「徳島県奨学のための給付金事業」を実施し、高校生等が安心して教育を受けられるよう、修学に係る授業料以外の教育費を支援します。
- 勉学に意欲を持ちながら、経済的に修学が困難な高等学校等に在学する者に対して奨学金を貸与し、教育の機会均等を図ります。

(２) 家庭の子育て力の向上**○親子のふれあいづくり**

- 子育て世帯が施設や店舗を利用した際に、優遇サービスを受けられる制度について、関西や四国の各府県と広域連携を図り、親子がふれあいを深める機会づくりを応援します。
- 「家族の日」、「家族の週間」*を中心として、家族や地域のつながり、そして子どもを育てていく大切さを県民に情報提供し、子育てを社会全体で支える意識の醸成を図ります。

○子育て家庭の交流の場の提供

- 就学前の子どもとその保護者が、不安や悩みを安心して相談し、気軽に交流できる場づくりを支援します。
- 地域に根ざした幼稚園教育の充実と地域における幼児期の教育センターとしての役割を担うため、未就園児への幼稚園の施設を開放します。
- 地域ぐるみで取り組む家庭教育支援を実現するため、家庭教育支援者の養成等の取り組みを推進します。

(３) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実**○妊産婦や新生児に対応するための周産期医療体制*の整備**

- 地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図ります。

○精神的、経済的負担に悩む妊婦に対しての相談等の支援の充実

- 妊娠期から産後しばらくの間、助産師による妊婦・母親の心と健康の相談事業を実施します。
- 女性健康支援センター等において、婦人科的疾患、出産についての悩み、不妊等、女性の健康に関する一般的事項に関する相談指導、並びに相談員の研修を実施します。

○乳幼児等医療の充実

- 乳幼児等の疾病の早期発見と早期治療を促進するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、市町村が実施する乳幼児等医療費助成事業に対して助成します。

○小児救急医療体制の充実

- 小児救急医療拠点病院*及び輪番病院に対し、運営に要する経費の補助を行うことにより、本県小児救急医療体制の確保を図ります。
- 小児救急電話相談事業（#8000）を365日、夕方から翌朝まで運用するとともに、医療情報の提供を行い、小さな子どもを持つ保護者の不安の軽減を図ります。

○市町村母子保健事業の支援

- 市町村が実施する乳幼児健康診査等の母子保健事業を支援するため、「徳島県母子保健マニュアル」の活用等により、市町村に対して広域的・専門的な立場から支援を行います。

（４）多子世帯への支援

○子育て家庭の負担の軽減

- 多子世帯の子どもが安心して保育所を利用できるよう、保育料の軽減を支援します。

○良好な居住環境の確保

- 公共賃貸住宅において、ひとり親世帯や多子世帯などに対する、一般の申込者よりも優先的に入居できる優先入居枠を引き続き実施します。併せて、子育て世帯については、入居資格の所得要件の緩和を継続します。

（５）思春期からの妊娠・出産に関する知識の普及

○妊娠・出産等に対する正しい知識の普及や効果的な情報提供の体制の整備

- 学校保健と連携した妊娠・出産等に対する正しい知識の普及啓発や、関係機関等のネットワークづくりを行います。

○喫煙や薬物等に関する教育の推進

- 平成24年度に改定した「健康徳島21」において、妊婦の喫煙（受動喫煙を含む）をなくすことを目標に掲げ、喫煙防止に取り組みます。
- 小・中・高校・特別支援学校で、年1回以上の「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室」の実施を推進します。
- 指導者養成のための「薬物乱用防止教育研修会」を開催します。

○思春期の心の健康づくりの支援

- 保健所において、思春期の女性を対象とした電話相談・来所相談や、学校保健と連携し、出前保健講座や高校文化祭での健康教育を実施します。

（６）小児医療・小児慢性特定疾病医療費助成制度*の推進**○医療費の公費負担や医療の給付**

- 児童の慢性特定疾病について、り患児童が早期に適正な医療を受けられるよう、その医療費を公費負担します。
- 身体の機能に障がいのある児童のうち、確実な治療の効果が期待できるものに対し、生活能力を得るために必要な医療を給付します。

（７）不妊治療対策の充実**○不妊・不育専門相談センターの整備**

- 徳島大学病院に委託し、不妊・不育の治療方法等について、医師及び助産師による相談指導や情報提供を行います。

○配偶者間の不妊治療に要する経済的負担の軽減

- 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成します。

（８）食育の推進**○食育の総合的かつ計画的な推進**

- 県民が生涯にわたり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、関係者が連携し食育を着実に推進します。

○食に関する関係機関等のネットワークづくり

- 「徳島県食育推進計画」*の実現に向け、農林漁業・医療・栄養・保護者など関係者の連携を図ることにより、食育活動の効果的な推進を図ります。

○家庭や学校、地域における健全な食生活や食習慣の確立支援

- 様々な生活場面において、食に関する正しい知識や技術を身につけ、健全な心身を培うよう支援します。

○食に関する理解の促進

- 保育所、児童養護施設等において食育を推進し、子どもの健やかな発育・発達を支援します。
- 子どもの食習慣の確立や学校給食による地産地消の推進等、子どもを中心として学校・家庭・地域の連携した取組みを推進します。
- 栄養教諭が中核となって全公立小・中学校での食に関する指導を充実し、徳島ならではの魅力ある食育を推進します。

3 子ども・子育て支援新制度の推進

Ⅱ-3

近年、共働き世帯やひとり親家庭の増加、就労形態の変化等に伴い、少子化が進行する中においても保育ニーズは増加傾向にあります。

子ども・子育て支援新制度*では、市町村との緊密な連携の下、地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた質の高い教育・保育の提供や地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

【主な取組み】

(1) 教育・保育の提供体制の確保

○待機児童の解消に向けて

- 子育てをしながら生きがいを持って働き続けることができるよう、必要な保育サービス量の確保を支援します。

○幼稚園における預かり保育*の充実

- 幼稚園の教育時間終了後や長期休業中等に預かり保育を行う私立幼稚園に対し、補助を行うことにより、保護者のニーズに応え、子育て支援の充実を図ります。
- 県内各市町村に対して、預かり保育の実施状況の把握及び各幼稚園への支援体制の指導・助言を行い、本県における預かり保育の充実を図っていきます。

○認定こども園*制度の活用

- 認定こども園が、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、地域の実情を踏まえながら、積極的な活用を推進します。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

○多様な保育サービスの充実

- 子育て家庭が、ライフスタイルに応じた柔軟な働き方が選択できるよう、多様な保育サービスの充実を図ります。
- 育児疲れや急な疾病、災害等により子育てが困難となるような場合でも安心できるよう、一時的な保育の実施を支援します。

○放課後児童クラブ*に対する支援

- 昼間就労等により保護者がいない全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ*の拡充、放課後子供教室*との連携強化を支援します。

○子どもの健康及び安全の確保

- 感染症の発生に対する迅速な対応や、安全で快適な保育環境を保つために、保健・衛生への取り組みを充実します。

(3) 保育士等の人材確保及び資質向上

○保育士等の人材確保

- 保育所が、保育士等の専門的な人材や、地域において子育て支援に係わる多様な人材を活用して、地域の実情に応じた様々な取り組みを行うことができるよう、保育士等の人材確保に向けた取り組みを推進します。
- 保育士の確保においては、処遇改善をはじめとする勤務条件の向上や性別に関係なく働きやすい職場環境の構築を推進するとともに、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職等を積極的に支援します。

○保育士等の資質向上

- 多様な保育ニーズに対応した保育の実施に向けた保育所リーダー等に対する研修の充実を図ります。
- 求められる能力等に応じた研修体系の充実を図るとともに、障がいやアレルギーを持つ子どもへの対応など、高度な専門性を習得するための研修についても、適宜見直しを図りながら実施し、質の高い教育・保育等の提供を担う人材の育成や職員配置の充実に努めます。

○保育実践の改善・向上

- 事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するとともに、研究成果の活用を図ります。
- 保育所における保育の質の向上と第三者評価に資するよう、自己評価の取り組みを推進します。

急増する児童虐待問題に適切に対応するとともに、社会的養護*を必要とする子どもが安全に安心して生活をおくることができるよう、また障がい児やその家族が地域で安心して日常生活をおくることができるよう、関係機関が連携し地域全体で子どもを守る支援体制づくりに積極的に取り組みます。

【主な取り組み】**(1) 子育てに関する相談体制の充実****○こども女性相談センター（児童相談所）の体制強化**

- こども女性相談センターにおいて、ケースの組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするために職員の適切な配置に努めるとともに、法的、医学的な専門性を要する対応や保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保等を図ります。

○児童家庭支援センター*の運営

- こども女性相談センターと連携し、地域における児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助を行うほか、里親*やファミリーホーム*の支援を行うことにより、地域に根ざした相談支援体制の充実を図ります。

○妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

- 妊娠等に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制を整備し、悩みに応じて支援制度の情報提供を行い、適切な専門機関に繋げるなど、切れ目のない支援を行います。

○総合教育センターにおける教育相談

- 「こころとからだのサポートセンター」において、発達の遅れや偏りのある子どもに対する相談に対応します。

(2) 児童虐待防止対策の推進**○市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進**

- こども女性相談センターは、市町村（児童福祉部門・母子保健部門）をはじめ、保健所、保育所及び児童家庭支援センター*その他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関その他の関係機関との連携を強化し、対応が困難なケースについては、主体的に関与することを前提として、適切な役割分担を図ります。

- 市町村に設置する要保護児童対策地域協議会*（以下「要対協」という。）の機能強化、効果的運営を図るため、要対協関係者向けのセミナーの実施や要対協におけることも女性相談センターの積極的な助言等の支援を行います。

○児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

- 児童虐待による死亡事例等の重大事例について地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援します。

(3) 社会的養護体制の充実

○家庭的養護の推進

- 里親*の開拓、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム*）の開設促進、里親支援の充実等により里親委託等を推進します。
- 平成27年度から平成41年度までの児童養護施設等の本体施設、グループホーム、里親*等の必要事業量等を設定して、「徳島県児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護推進計画（仮称）」を策定し、地域の実情に即した取組みを推進します。

○専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

- 虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等を図るため、専門的な知識や技術を有する者によるケアの充実及び人材の確保・育成を推進します。
- 不良行為をした子どもや生活指導を要する子どもに、社会的自立に向けた適切な支援が行えるよう、児童自立支援施設*職員の専門性の向上に努めます。
- DV*被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には、母子生活支援施設における専門的な支援を行います。

○自立支援の充実

- 社会的養護*により育った子どもが、一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等、自立生活に必要な力を養うための支援体制を整備します。

○家族支援及び地域支援の充実

- 児童養護施設等のソーシャルワーク*機能強化や児童家庭支援センター*の設置を推進し、家族支援及び地域支援の充実を図ります。
- 里親支援専門相談員の配置を推進し、地域の里親等への支援を行います。

○子どもの権利擁護の推進

- 社会的養護施設等におけるケアの質の向上を進めるため、指導監査、里親家庭訪問等の機会を捉えて、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組みの推進及び第三者評価*の受審を求めます。

(4) 非行少年・不登校児童・ひきこもりへの対応

○スクールカウンセラー*等の配置

- スクールカウンセラー*を全公立小・中学校に配置し、児童生徒や保護者、教職員の相談に対応します。
- 学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカー*・スクールプロフェッサー*・ライフサポーター*を派遣します。

○相談支援の推進

- 徳島県立総合教育センター内にある「こころとからだのサポートセンター」において、不登校やひきこもりなどの相談に対応します。

○青少年補導センターとの連携

- 青少年補導センターと連携し、有害環境の浄化を図るとともに、青少年補導員のマンパワー向上に努め、青少年を非行から守ります。

○少年警察ボランティアや関係機関との連携

- 少年警察ボランティアや関係機関と密接に連携・協働し、非行少年等への地域総ぐるみによる支援・援助を実施します。

(5) 障がい児への支援

○地域生活の支援

- 障がい児やその家族が地域で安心して日常生活をおくることができるよう、日常生活における基本動作訓練の指導や集団生活への適応訓練などの事業等に対する支援を推進します。

また、障がい児のいる家族の生活安定のため、特別児童扶養手当などの周知や援助を行います。

○市町村に対する支援

- 障がい児に対する各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、こども女性相談センターや発達障がい者総合支援センター、保健所等の専門機関との連携を図りながら、市町村に対して広域的・専門的な支援を行います。

○教育支援体制の充実

- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム*構築のため、多様な学びの場*の充実を進め、特別支援学校のセンター的機能*を活かして保護者、教職員等への相談支援体制の充実を図るとともに、市町村における地域の支援体制構築の支援を行います。

○教員の専門性の向上

- 障がいの重度・重複化、多様化に対応した適切な指導や必要な支援ができるよう専門性向上のための研修の実施や、教育職員免許法認定講習の積極的な受講を推奨します。

○発達障がい児に対する早期支援体制の充実

- 発達障がい者総合支援センターにおいて、相談、指導、助言など総合的な支援を行うとともに、関係機関の職員等に対する研修会等を開催し、発達障がいに関する理解の促進と支援に従事する人材の育成に努めます。また、県西部に新たな拠点を整備し、県下全域におけるきめ細やかな支援を推進します。

○特別な支援を必要とする子どもに対する保育の充実

- 特別な支援を必要とする子どもについて、保育所や放課後児童クラブ等における受入れを促進するとともに、保育士や放課後児童支援員等*に対する実践的な研修を推進するなど、特別な支援を必要とする子どもに対する保育の一層の充実を図るとともに、地域の保育所、幼稚園、学校、福祉サービス事業所などの支援機関が相互に連携し、包括的な支援ができる体制整備を推進します。

5 ひとり親家庭の自立の支援

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、相談支援体制の充実、就労・自立支援の充実、子どもへの支援の推進、子育て・生活支援の充実、経済的支援の充実などの総合的なひとり親家庭対策に取り組むことにより、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら自立し、子どもが将来に希望を持って健やかに成長できる環境を整えます。

【主な取組み】

(1) 相談支援体制の充実

- ひとり親家庭の子育てをはじめとした生活や就業等に関する様々な悩みについて、身近なところで相談を受け、支援に関する情報の提供や助言を行うなど、相談・情報提供機能の充実を図ります。

(2) 就労・自立支援の充実

- ひとり親家庭の親が安定的な収入を得ることにより、経済的に自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携により、職業能力向上のための訓練受講につなげるなど個々の実情に応じたきめ細かで効果的な就業の支援を行います。

(3) 子どもへの支援の推進

- ひとり親家庭の子どもの個々の状況に応じ、関係機関と連携した就労支援を行います。
- 親の離婚等で精神的に不安定になっている子どもの家庭に、児童訪問援助員（ホームフレンド*）を派遣し、子どもの悩みを聞いたり、簡単な生活指導や学習指導を行うなどの支援を行い、児童の健全育成を図ります。

(4) 子育て・生活支援の充実

- ひとり親家庭が生活の場を確保し、安心して子育てを行い、就業や就業に向けた職業訓練の実施が可能になるように、保育所における利用機会の確保や多様な子育てサービスの提供を市町村と連携して実施します。
- ひとり親家庭の親が修学や病気のために、一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員*を派遣し、生活援助や保育を行います。

(5) 経済的支援の充実

- 児童扶養手当、児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等に関する情報を提供することにより、適切な給付と貸付けを行うなど経済的支援に取り組みます。
- ひとり親家庭の子どもに対する養育費が確保できるよう、養育費の取り決めや取得促進に関する情報提供・啓発を行います。

Ⅲ 子育て家庭を支える環境づくり

1 地域の総合的な子育て力の充実

家庭の子育て力や地域の子育て支援機能の低下とともに、育児の負担感・不安感が増してきています。このため、子育て支援サービスの充実とともに、地域のすべての人々が、子育て家庭への関心や理解を深めることができるよう、市町村が実施する各種の子育て支援サービスの充実や、子育て支援のための拠点施設等の整備を支援するとともに、「徳島県子育て支援センターみらい」を中心として市町村・関係団体と連携し、地域住民が子育てを応援する取組みを支援します。

【主な取組み】

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

○市町村域を超えた広域的な子育て支援の実施

- 既存の社会資源を有効に活用し、病児・病後児保育*などの特別な保育サービスについて、複数の市町村による共同実施を支援することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

○ファミリー・サポート・サービス*の推進

- 子育て家庭を地域全体で支える体制を整備するため、ファミリー・サポート・サービス*による子育ての相互援助活動の取組みを進めます。

○子育て総合支援センター「みらい」の取組み

- 県内各地で地域住民が一体となって子育てを応援する活動を支援し、地域における子育て支援活動の気運の醸成を図ります。
- 子育て支援についての調査・研究を行うとともに、地域の子育て支援情報を集約し、必要とされる方に幅広く情報提供を行います。
- 子育て支援サービスの効果的な取組みを推進するため、市町村、NPO、子育てサークル等の子育て支援活動を行う団体間の連絡や調整などのコーディネート業務を行い、子育て支援ネットワークの構築を促進します。
- 子育て応援ボランティアや地域の子育てサークル指導者等の養成を図り、地域における子育て力の向上を進めます。
- イベント等で使用する大型遊具等を市町村や子育て支援団体等に貸し出しを行うことにより、地域の子育て活動を支援します。

- 医師や、看護師、助産師、保育士などの有資格者や子育て支援活動者の実践者を、「子育て応援の匠」として登録し、子育て支援サークル等へ講師や育児相談のアドバイザーとして派遣することで、地域の子育て力の向上を図ります。

○地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター*等）への支援

- 就学前の子どもを育てる保護者が、子育てに関する不安や悩みを安心して相談し、気軽に交流できる場づくりを支援します。

(2) 世代を超えた子育て支援の推進

○高齢者による子育て支援の推進

- 子ども達の成長には、人生経験の豊富な高齢者の子育て参加など多世代間の交流が重要であるため、次世代育成の支援者として期待される高齢者による子育て支援を推進します。

(3) 子育て支援の気運の醸成

○子育て情報の発信

- 徳島県内の結婚、妊娠・出産、子育ての情報を、ポータルサイト「とくしまはぐくみネット」*により県民に発信し利便性の向上を図るとともに、県民が一体となって、子育て家庭を支援する気運の醸成に努めます。

○子育て応援の実施

- 子育て世帯が施設や店舗を利用した際に、優遇サービスを受けられる制度について、関西や四国の各府県と広域連携を図り、親子がふれあいを深める機会づくりを応援するとともに、県民が一体となって、子育て家庭を支援する気運の醸成に努めます。

2 仕事と子育てが両立する働き方の実現

安心して子どもを産み育てられる社会をつくるため、家族一緒に過ごす時間を充分持ちつつ、男女ともに働きがいを感じて仕事に取り組むなど、誰もが職場と家庭のどちらも大切に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）した社会の実現に向けた取り組みを行います。

【主な取り組み】

（1）多様な働き方の推進

○労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を得るための広報・啓発

- 男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするために、企業訪問や広報誌での意識改革の推進を図ります。
- 法律や制度についての理解を深めるため、仕事と家庭の両立支援に関する講演会の開催をはじめとした周知啓発を図ります。

○働き方の見直しに資する多様な労働環境の推進

- 所定外労働の削減、年次有給休暇の取得の促進、多様就業型ワークシェアリング*の実施、テレワーク*の導入、職場優先の意識の是正など、管理職を含め、労働者すべてを対象として情報提供を行います。
- 仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる県内企業の事例を紹介するとともに、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進するうえでの短時間勤務制度、育児休業制度など関係制度を周知することにより、働き方の見直しを促進します。
- 平日（夜間）及び土・日曜日に労働相談を受けられる体制を整備し、平日（昼間）での相談体制では利用することが困難な労働者に対する支援を行います。

○徳島ならではのテレワーク*の推進

- ICTを活用した多様な働き方による「ワーク・ライフ・バランス*の実現」を図るため、「県庁版サテライトオフィス」や「育休復帰後職員等を対象とした在宅勤務」の実証実験など、県が率先して「徳島ならではのテレワーク*」を推進します。

(2) 子育てしやすい職場づくりを推進**○はぐくみ支援企業の認証・表彰制度及び周知**

- 企業における仕事と家庭の両立支援のための自主的な取り組みを促進するため、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認証・表彰し、その取り組みを周知します。
- 法律や制度についての理解を深めるため、仕事と家庭の両立支援に関する講演会の開催をはじめとした、周知啓発を図ります。

○一般事業主行動計画の策定の推進

- 国、関係団体等と連携を図りながら、一般事業主行動計画の策定・届出を促進するため、企業を訪問して要請や助言等を行うなど、働きやすい職場環境の整備を促進します。

○企業へのアドバイザー等の派遣

- 働きやすい職場づくりに取り組もうとする中小企業等にアドバイザーを派遣し、個々の企業にあった改善策等を提案、助言することにより、労働者のワーク・ライフ・バランス*に配慮した職場環境の整備を促進します。

○両立支援のための体制整備の促進

- 仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関連法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進し、妊娠中及び出産後における配慮、育児休業制度、短時間勤務制度等の実施、出生時における父親の休暇の取得、子どもの看護のための休暇の取得等を促進します。

○イクメンの促進とイクボス*の養成

- 男性の仕事と育児の両立を支援するため、模範となる企業を表彰します。また、仕事と家庭の両立支援を積極的に進めるため、経営者や管理職に対する研修会を開催し、子育てしやすい職場づくりを推進します。

○保育サービス等の充実

- 仕事等の社会活動と家庭生活の両立を支援するため、利用者の視点に立ち、就労形態等に応じた多様な保育ニーズに柔軟に対応できる、きめ細やかな保育サービスの充実に図ります。

○ファミリー・サポート・サービス*の推進

- 子育て家庭を地域全体で支える体制を整備するため、ファミリー・サポート・サービス*による子育ての相互援助活動の取り組みを進めます。

○事業所内保育施設等の推進

- 病院に従事する職員のために保育施設を運営する事業について補助することにより、医療の現場における仕事と子育ての両立を支援します。
- 職場における次世代育成支援のための制度の創設・充実や、働きやすい職場環境づくりを進めようとする事業所に対し、設置等に係る課題解決を支援するため、アドバイザーを派遣するとともに、施設整備のための資金を低利で貸付けることにより、企業における次世代育成対策の取り組みを促進します。

(3) 男性の育児・家事への主体的な参画

○男性の子育て参画の啓発

- 「フレアとくしま100講座」の中で、男性が楽しく積極的に子育てに参画できるような講座を企画し、実施します。

○男性の育児休業取得の促進

- 「フレアとくしま100講座」の中で、男性の育児休業取得のため、家事・育児・介護を夫婦で分担し合う意識を醸成する講座を企画・実施します。
- 仕事と家庭の両立を支援するため、父親も子育てができる働き方の実現に向けて、男性の育児休業取得を促進します。

○相談体制の充実や広報啓発活動の推進

- 男女共同参画交流センター「フレアとくしま」において、女性や男性が抱えている様々な問題や悩みに対する相談に応じるとともに、各種情報の収集・提供、図書資料の閲覧・貸出などを実施し、子育てをはじめとする様々な場面における男女共同参画を推進するため、各種広報・啓発活動を推進します。

○各種講座の企画・実施

- ワーク・ライフ・バランス*、健康づくり、DV（ドメスティック・バイオレンス）*防止など、子育てを取り巻く男女共同参画*に関する様々な問題について、男女が共に学び、気づき、考えることができる講座を「フレアとくしま100講座」の中に計画的に企画し、実施します。

（４）女性の活躍推進

- 男女がともに支え合う「男女共同参画社会づくり」の実現を図るため、女性がその能力を発揮し、多様な分野に参画できるよう、社会全体での意識改革や機運の醸成など、女性の活躍推進に取り組みます。
- 働きやすい職場環境の整備とワーク・ライフ・バランス*の実現を促進するため、「働く女性応援ネットワーク会議」により、課題解決に向けた支援を実施します。
- 女性と男性が共に活動できるパートナーシップ型農村社会の実現を目指し、女性の能力向上や能力活用の場の拡大に向けた支援を行うとともに、農山漁村における子育てしやすい環境づくりを進めます。
- 漁村女性の活躍の場を一層拡大するため、各種団体が実施する研修会等、自主的な活動を支援します。
- 建設産業への入職者の増加を図るため、講座やイベント等を通じて、女性にも建設産業の魅力を情報発信して参ります。

3 安全・安心で快適なまちづくりの推進

Ⅲ-3

子どもの健やかな成長には、日常の生活空間における安全や快適性が求められます。子どもやその保護者、妊婦をはじめ誰もが、安全・安心で暮らしやすい生活環境の整備を進めます。

【主な取組み】

(1) 良好な居住環境の確保

- 公共賃貸住宅において、ひとり親世帯や多子世帯などに対する、一般の申込者よりも優先的に入居できる優先入居枠を引き続き実施します。併せて、子育て世帯については、入居資格の所得要件の緩和を継続します。
- 少子高齢社会に対応した公営住宅の供給を行う観点から、今後建替に着手する大規模団地において、児童遊園等子ども向け施設の併設等について検討を進めます。

(2) 安全な道路交通環境の整備

○駅、官公庁、病院等を連絡する道路における移動円滑化の促進

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、音響信号、高齢者等感応信号、信号の待ち時間表示の整備や、信号灯器のLED化*、道路標識・標示の高輝度化、違法駐車取締りや、違法駐車防止の広報啓発活動を推進します。

○幹線道路や生活道における交通の流れの円滑化

- 高速道路や放射環状道路等の整備、渋滞の著しい交差点の緩和・解消に努めることにより、適切な機能分担が図られる道路ネットワークを構築し、交通の流れの円滑化を図ります。
- すべての人が安心して利用できるように、幹線道路や通学路で事故の危険性が高い箇所（事故危険箇所）の安全対策を重点的に推進します。
- 交差点改良に伴う信号制御の多現示化や右折感応化、及び信号機の高度化による制御の高性能化を推進します。
- 通学路や住宅地域等の生活道路において、歩行者・自転車の安全を確保するため、ゾーン規制*や信号機、道路標識・標示の整備を推進します。

(3) 安全安心なまちづくりの推進

○ユニバーサルなまちづくりの推進

- 「徳島県ユニバーサルデザイン*によるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

○パーキングパーミット*交付事業の推進

- 公共施設やショッピングセンター、銀行などに設置されている身体障がい者等用駐車場が、必要としている方々に適切に利用されるよう、身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット*）を交付し、事業所等の協力を得ながら、妊産婦や障がい者等に配慮した環境づくりを推進します。

○公共施設等における犯罪防止に配慮した環境設計

- 自治体、関係機関・団体等に働きかけ、通学路、公園、駐車場等への防犯灯の設置等犯罪の被害に遭いにくい環境整備を促進します。

○犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

- 「徳島県安全で安心なまちづくり条例」に基づき、安全で安心なまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民が安全に安心して暮らせる環境づくりを推進します。

○受動喫煙防止対策の推進

- 多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙を目指し、特に公園、遊園地や通学路などの空間においては、子どもたちへの受動喫煙の被害を防止する措置を講ずることが求められるなどから、総合的な受動喫煙対策を推進します。

（４）遊びや体験の場づくりの推進

○総合的な放課後対策の推進

- 安心して放課後を過ごせるよう放課後児童クラブや放課後子供教室*の拡充、相互の連携強化を支援します。

○地域住民の参画によるスポーツ・文化活動の推進

- 子どもたちの豊かな人間性や創造性を育てるため、文化や芸術に触れる様々な機会を設けます。
- 地域住民が主体となって創設・運営されている「総合型地域スポーツクラブ」に対して多面的な支援を行い、地域住民の誰もが健康で豊かな生活をおくれる地域社会づくりを進めます。
- 子どもたちが、放課後や土曜日、休日等における多様な学習や体験活動、地域住民との交流活動等を行う豊かな環境づくりを推進します。

○自然体験や人と人との交流の場の提供

- 遊びや体験活動を通して子どもたちが自主性、社会性、創造性や基本的な生活習慣を培うことができるよう関係者の資質向上を支援します。
- 「徳島県立佐那河内いきものふれあいの里」の自然観察会等の行事を通して、自然体験の場を提供します。
- 「徳島県立あすたむらんど」において、科学に関する体験や人と人との交流の場を提供し、創造性豊かな青少年の育成を図ります。
- 地域資源を活用した自然体験や田植え、炭焼き等の農林漁業体験など、子どもたちが農山漁村における人と人との交流を図る場を広げ、農林水産業への理解を深める取組みを推進します。
- 県南地域の自然林から採取した広葉樹の種子を育苗・植樹して自然再生を目指す「どんぐりプロジェクト」を推進します。
- 学校において、総合的な学習の時間や生活科・理科等の教科学習を通して、自然体験・社会体験を取り入れ、豊かな心の育成に努めます。

○子どもと高齢者との交流

- 高齢者が培ってきた豊富な知識や体験を生かし、地域における次世代育成の支援を図ります。
- 小学校において、高齢者から昔からの遊びを教わったり、戦争等の体験話を聞いたりするなど、地域の高齢者との交流を教育活動に取り入れます。

○県営都市公園の整備

- 県民の健康づくりやレクリエーションの場として、また、子どもたちの遊びや体験の場として、県営都市公園を整備します。

(5) 防災・減災対策の推進

- 県と市町村で取り決めた公的備蓄の役割分担や備蓄目標に基づき、県は市町村単独で備蓄するのが困難な「アレルギー対応の食料・粉ミルク」を3日分現物備蓄します。
- 地域防災の担い手となる人材育成のため、「少年消防クラブ交流会（全国大会）」を誘致するとともに、県内の少年消防クラブの交流機会の提供を推進します。
- 子どもたちの防災意識向上のため、出前講座や防災訓練等を行うほか、学校と地域が連携した防災活動の取組みを推進し、未来の防災リーダーを育成します。
- 災害発生時に、被災した子どもや親が少しでも安全で安心して過ごすことができるよう、適切な保育やこころのケアなどの支援を行うことのできる専門員やボランティアを養成します。

- 様々な災害リスクから人々と地域を守るため、浸水対策や土砂災害対策、社会インフラの耐震化、道路ネットワークの整備等、事前防災・減災対策に資する社会資本整備に取り組むとともに、住民自らが災害に備えられるよう、土砂災害の危険性、河川水位や雨量等の情報提供を進めます。
- 防災の担い手としての実践力の向上を図るため、中学校・高校の「防災クラブ」を中心に、防災ボランティア活動を推進します。

子どもを交通事故や犯罪、その他の不慮の事故などから守り、安全に生活できる地域環境づくりについての施策に取り組みます。

【主な取り組み】**(1) 安全確保対策の推進****○チャイルドシートの正しい使用・自転車の安全性の確保**

- チャイルドシートの正しい使用の徹底を広報啓発するとともに、自転車ヘルメットの着用や自転車の点検整備、また事故に備えての自転車保険の加入を促進します。

○犯罪等に関する情報提供の推進

- 安心メールや県警察ホームページ（犯罪・不審者情報マップ）等により、犯罪情報や不審者情報等を提供します。
- 各警察署ごとに、幼・小・中学校等と連携し、誘拐防止教室や不審者侵入対応訓練等を実施します。

○スクールサポーター制度の効果的な運用

- 警察署に配置したスクールサポーターと学校等との連携により、学校等における児童等の安全確保対策や犯罪被害防止、非行防止、いじめ事案の早期把握等の活動を行います。

○防犯ボランティア等に対する支援

- 登下校時を中心に見守り活動に従事する学校安全ボランティア（スクールガード）を養成するための講習会の開催を推進します。
- 犯罪発生情報や不審者情報等地域安全情報の提供、学校関係者や防犯ボランティア等と連携した地域安全マップの作成など、各種支援を行います。
- 地域で様々な防犯活動に従事する防犯ボランティアを養成するため、研修会を開催します。

○避難場所となる店舗や事業所の登録

- 子どもの通学路や公園周辺の民家、商店、事業所等を「子ども110番の家」に指定し、地域ぐるみで子どもの安全の確保を図ります。

○子どもに対するカウンセリング等のきめ細かな支援

- 被害にあった子どもに対して、スクールカウンセラー*による緊急支援の実施や、少年サポートセンターを中心に、児童相談所等関係機関との連携を密にし、被害にあった子どもの心理・特性等に配慮した迅速・適正な支援を実施します。

(2) 安全教育の推進

- 幼稚園、保育所、保護者等と連携して、交通安全資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、幼児の特性に応じた実践的な講習方法を学ぶ研修会等を開催します。
- 児童の登下校時における安全を確保するため、県下の新入学児童全員に黄色のランドセルカバーを配付します。
- 自転車の安全利用を促進し、子どもを交通事故から守るため、乗車用ヘルメットやシートベルト着用の徹底について、交通安全教室等による効果的な交通安全啓発活動を推進します。

(3) 有害環境対策の推進

○青少年の健全な育成に関する条例の適用

- 青少年健全育成条例の適正な運用により、有害図書類の販売等を規制するなど有害な社会環境を浄化し、有害情報が及ぼす悪影響から守るための取り組みを推進します。

○インターネットの利用環境の整備

- 出会い系や非出会い系サイトへ子どもが安易に接続し、各種被害に遭っていることから、保護者用啓発リーフレットを配付するとともに、各種講演会や「インターネット・携帯電話安全教室」を開催し、子どもや保護者に対し、フィルタリングサービス*活用の促進を図ります。

○学校における情報モラル教育の推進

- 児童・生徒の情報モラルを育成するために、携帯電話安全教室を実施するとともに、校内担当者への研修講座の開催や、講師派遣による校内研修・講演会等により、教員の指導力向上を図ります。

第4章 計画の目標

計画の目標

(1) 将来目標

少子化対策を県政の最重要課題と位置づけ、県として施策を強力に推進するため、将来目標を設定します。

県の目標として、概ね10年後の2025年に、結婚や出産に関する希望が叶う場合の出生率（希望出生率）1.8を目指し、若い世代が結婚・出産・子育てを望み、安心して子どもを生み育てられる社会の構築に向けた環境整備に全力で取り組みます。

※結婚や出産については、個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、この目標は個人に対するものではありません。

(2) 重点目標

計画推進期間である2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5年間に、次世代育成支援対策に係る取組みにより、達成しようとする目標を、各施策ごとに次のとおり設定します。

また、目標ごとの進捗状況について、定期的に把握・評価を行い、必要に応じて施策や目標の改善に努めることにより、効果的な計画の推進を図ります。

※数値目標のうち、いけるよ！徳島・行動計画等他の計画において目標を定めるものについては、それぞれの計画の策定（変更）時に見直しを図ります。

1 若者の自立への支援

重点目標		現状 平成25年度	目標 平成31年度
(1) 若者の経済的自立への支援			
1	都市圏の農業系大学生等を対象としたインターンシップ参加者数(累計)	94人	260人
2	建設産業の魅力発信のための講座、研修、セミナーや支援制度説明会、モデル工事等の実施回数	—	20回 (年間)
3	高校におけるインターンシップの実施率(全日制・定時制)	82.9%	100.0%
(2) 若者の健全育成の推進			
4	地域連携教育・研究・社会貢献プログラム参加人数	現在実施中 (平成26年度 新規のため)	500人
5	赤ちゃん授業参加学生数(累計)	324人	1,200人
6	地域若者サポートステーションにおける新規登録者に対する進路決定率	50.0%	54.0%
7	アグリビジネススクールの入学者数(累計)	40人	250人
8	スクールソーシャルワーカーの配置数	9人	15人
9	家や図書館で1日10分以上本を読む児童生徒の割合	86.5%(小5) 79.8%(中2)	90.0%(小5) 85.0%(中2) (平成30年度)
10	読書団体のホームページへの活動情報掲載数	—	100件
(3) 社会全体で貧困の連鎖の防止			
再掲	スクールソーシャルワーカーの配置数 (再掲)	9人	15人
11	ホームフレンドを派遣した世帯数(年間)	19世帯	20世帯
12	母子・父子自立支援プログラムを活用した就職件数(年間)	45件	52件

2 結婚、妊娠・出産、子育ての支援

重点目標		現状 平成25年度	目標 平成31年度
(1) 未婚・晩婚化への対応策の推進			
13	婚活支援応援企業・団体数（累計）	40団体 （平成26年度）	115団体
14	男女の出逢いの場等への参加者数（年間）	6,858人	7,000人
(2) 家庭における子育て支援の充実			
15	妊産婦*・周産期*・新生児*・乳児死亡率*	妊産婦 0.0 （平25年出産10万対） 周産期 4.4 （平25年出生千対） 新生児 2.5 （平25年出産千対） 乳児 4.2 （平25年出生千対）	減少
16	3歳児健康診査受診率	94.0%	向上
17	妊婦喫煙率（妊娠届出時）	4.4%	0%
18	「阿波っ子すくすくはぐくみ資金」新規貸付件数（累計）	1,003件	1,600件
19	徳島県食育推進計画*の推進	推進	推進
20	食育推進ボランティア*数	1,708人	1,800人

2 結婚、妊娠・出産、子育ての支援

重点目標		現状 平成25年度	目標 平成31年度
(3) 子ども・子育て支援新制度の推進			
21	保育所待機児童数	41人	0人
22	延長保育事業実施市町村数	19市町	全市町村
23	認定こども園の設置数	6か所	43か所
24	病児・病後児保育事業実施市町村数	16市町村	全市町村
25	放課後児童クラブの設置数	150カ所	192カ所
(4) 要保護児童・障がい児への支援			
26	「発達障がい者総合支援センター」の相談件数(年間)	2,469件	3,700件
27	「徳島県発達障がい教育研究会」における参加校数	89校	100校
(5) ひとり親の家庭の自立の支援			
28	徳島県ひとり親家庭等自立促進計画の推進・見直し等	計画改定	推進・評価・見直し

3 子育て家庭を支える環境づくり

重 点 目 標		現 状 平成25年度	目 標 平成31年度
(1) 地域の総合的な子育て力の充実			
29	「Go!Go!くっつき隊応援事業」県内協賛店舗数	680件	750件
(2) 仕事と子育てが両立する働き方の実現			
30	「フレアとくしま100講座」参加者数(累計)	91,408人	151,000人 (平成30年度)
31	女性農業者を対象とした研修会開催数	17回	20回
32	「はぐくみ支援企業」認証件数(累計)	177件	260件
33	「はぐくみ支援企業表彰件数」(累計)	81件	110件
34	夜間・休日労働相談受付件数 (平成26年度からの累計)	1,661件	7,600件
35	男性の育児休業給付金の受給者数 (平成26年度からの累計)	7人	60人
(3) 安全・安心で快適なまちづくりの推進			
36	事故危険箇所における安全対策の実施	0箇所	22箇所 (平成28年度)
37	ノンステップバス(路線バス)の台数	99台	116台 (平成30年度)
38	放課後や週末等における教育・体験活動の実施率	36%	100%
39	とくしま安心子育てサポーター養成数	9人	70人
(4) 子どもの安全の確保			
40	チャイルドシートの使用率の向上	74%	80%
41	子ども110番の家の指定	12,854戸	推進

第5章 計画の推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理と評価

1 計画の推進体制

行動計画の推進にあたっては、行政はもとより、企業、学校、地域社会、家庭をはじめ、県民一人ひとりがその重要性を認識し、それぞれの役割を果たすとともに、お互いに連携・協力しながら積極的かつ主体的に取り組んでいくことが求められています。

(1) 県における推進体制

学識経験者や関係団体の代表者等から構成される「徳島県少子化対応県民会議」の意見を伺いながら、社会全体で子育て支援に取り組む環境づくりを進めて行くとともに、県の横断的な庁内組織である「徳島県少子化社会対策推進会議」において、各種施策の総合調整を行い、計画の推進を図ります。

(2) 市町村との連携・協働

市町村は、保育や教育等の子育て支援事業の実施主体として、総合的な施策を実施していくことが求められています。県においては、各市町村と連携を図りながら、積極的に計画の推進を図っていきます。

(3) 企業の役割

企業は、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を図る上で、大きな役割と責任を担っています。一般事業主行動計画等に基づき、育児休業制度の普及・定着をはじめ、男性を含めた働き方の見直しなど、子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められています。

(4) 地域の役割

地域社会は、子育て家庭や子どもの豊かな育ちを支えていくための大切な場です。近隣や自治会、子育てサークル等の団体が相互に連携を図り、地域全体で積極的な支援を行うとともに、子どもの遊び場の提供や安全対策など、子どもの健全育成のための取り組みが求められています。

(5) 学校等の役割

学校、幼稚園、保育所は、子どもが学び育つ場として、家庭や地域と連携を図りながら、心身ともに健やかに育っていける環境づくりを進めるとともに、豊かな人間性や社会性を育み、「いのち」や「人権」を大切にすることを育てる教育や保育が求められています。

(6) 家庭の役割

家庭は子どもが育っていくための基礎的な場であり、極めて重要な役割を担っています。家庭を通じて、子どもの基本的な生活習慣や人間形成などを育むとともに、男女が互いに家事や育児を担うなど、家庭の絆を大切にしていくことが求められています。

2 計画の進行管理と評価

計画の実効性を上げ、施策の改善に繋げていくためには、定期的に評価・検証を行い、住民の満足度の向上や施策の進捗状況について、住民や関係機関等による見直しを図るマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を活用し、適切な進行管理を行う必要があります。

PDCAサイクル

具体的な目標を定め（PLAN：企画）
それに沿った活動を行い（DO：実施）
その結果を目標と照らし合わせて点検し（CHECK：評価・検証）
次年度の新たな企画立案に反映していく（ACTION：改革・改善）

(1) 評価指標の設定

計画の推進により、基本理念や重点目標を達成できたかどうかを評価するため、次の2つを計画全体の評価指標とし、次世代育成支援対策推進法*に基づき設置している徳島県少子化対応県民会議において、適切に評価・検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行うことにより、計画の改善に努めます。

（計画全体の評価指標）

1. 子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合
2. 仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる割合

(2) 実施計画の公表

計画の進捗状況及びその評価については、徳島県少子化対応県民会議に報告し、意見を求めるとともに、ホームページ等により公表します。

用語解説（50音順）

用語	説明
あ 行	
預かり保育	幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後、希望する幼児を対象に、引き続き行われる教育活動。
イクボス	会社の従業員や職場の部下の育児参加に理解のある経営者や上司のこと。子育てを職場で支援するために、部下の育児休業等を促すなど、仕事と育児を両立しやすい環境整備に努めるリーダー。
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。
LED式信号灯器	LED（発光ダイオード）を光源とする信号で、従来の電球式に比べて見やすく、消費電力も少ないため、安全面・環境面で優れている。
か 行	
家庭生活支援員	ひとり親家庭が、修学や疾病等の理由により一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、その生活を支援するため、一定の資格を有する者又は研修を修了し登録された者。
家族の日 家族の週間	内閣府が、国民に子育て家族やそれを支える地域の大切さについて、集中的に周知を図るため、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」として定めたもの。
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育
漁業人材育成プログラム	次世代を担う漁業者を系統的に確保・育成していくための基本的な考え方や養成方法を取りまとめたもので、漁業技術に加え、6次産業化や農工商連携、観光などの知識・ノウハウを習得できる内容となっている。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子ども数。
高性能林業機械	従来のチェーンソーや集材機に比べ、安全で効率的な林業機械で、主に木材の集材、造材、搬出作業に用いる。現在は、建設用の重機をベースマシンに、林業作業用のアタッチメントを装備したものが主流。
子育て短期支援事業	子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合などに、乳児院や児童養護施設などで短期間子どもを預かる制度。
子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連三法」に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした新しい制度。

用語
さ行

説明

里親	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を希望する者で都道府県知事が認定、登録した者。養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親がある。
次世代育成支援対策推進法	日本における急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代育成支援対策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主等の責務を明らかにした法律。
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設。
社会的養護	保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、児童養護施設等又は里親家庭等において社会的に養護を行うこと。
周産期医療体制	診療体制の整備された分娩環境や未熟児に対する最善の対応など、妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な医療体制。なお「周産期」とは、妊娠満22週から生後1週未満までの期間をいう。
周産期死亡率	出産千に対する周産期死亡（妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡（生後1週未満）の合計）の割合。
小児救急医療拠点病院	小児専門医が24時間365日体制で小児の救急患者を受け入れる病院。
小児慢性特定疾病医療費助成制度	小児の病気のうち、治療が長期にわたり医療費も高額となる病気について、家族の負担を軽減し、児童が早期に適正な医療を受けられるよう、医療保険の自己負担分を公費負担する制度をいう。
食育推進計画	県民運動として「食育」を着実に推進し、食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、県や市町村、多様な関係者が取り組むための計画。
食育推進ボランティア	豊かで健全な食生活の実現、食文化の伝承や地域産物を活用した食生活を推進するため、地域での活動を通じて食育を推進する民間のボランティア。
新生児死亡率	出生千に対する生後4週未満の死亡数の割合。
児童家庭支援センター	地域の児童福祉に関する問題について、地域の住民等からの相談に応じ、必要な助言・指導等を行うことなどを目的とする施設。
スクールカウンセラー	児童・生徒の心理的な問題などに関して、児童生徒・保護者・教職員へのカウンセリング等を行うため、各学校へ配置・派遣される臨床心理士。
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒の問題状況に応じて、家庭や学校と医療・児童相談所等の福祉関係機関との連絡調整を行い、児童・生徒の問題解決を支援していく福祉の専門家。

用語	説明
スクールプロフェッサー	児童生徒の問題行動の解決に向け、高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行う専門家。
総合型地域スポーツクラブ	いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも運動やスポーツに親しむことができる社会を実現するために、その地域の住民が主体となって、自ら運営・管理をする多様目・多世代のスポーツクラブ。
ソーシャルワーク	社会福祉制度を活用し、生活する上で困っている人を総合的かつ包括的に援助し、生活環境を改善すること。
ゾーン規制	区域内の全ての道路を集合体として面的（ゾーン）に捉えて実施する交通規制。生活道路における歩行者等の安全の確保を目的として、時速30kmの速度規制を行う、ゾーン30などがある。
た 行	
第三者評価	社会福祉法人等の提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、このことにより男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、共に責任を担うこと。
多様就業型ワーク・シェアリング	様々な短時間労働を設けて、働く機会を増やすワーク・シェアリング（一つの仕事を複数の働き手で分かち合い、雇用を維持する制度）の形態。
多様な学びの場	幼児児童生徒の教育的ニーズに応える指導を提供するために用意された連続性のある学びの場のことで、通常の学級、通級による指導（通級指導教室）、特別支援学級、特別支援学校のこと。
地域子育て支援センター	子育てを地域全体で支えることを目的として市町村が実施する事業で、育児相談・子育てサークル支援・保育資源に関する情報提供等の活動を行っている。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。
ティームティーチング	複数の教員が協力して指導計画、学習指導案の作成等を行いながら授業を行うこと。
徳島県企業婚活支援ネットワークセンター	県内の企業・団体同士の婚活イベントなどを企画し、男女の出逢いの場づくりを支援する婚活支援センター。
とくしまはぐくみネット	地域の保育園・託児所や、子育て支援スポット、子ども向けのイベントの情報や婚活イベント等、徳島県内の結婚、妊娠・出産、子育てに関する情報を一元化したポータルサイト。

用語

特別支援学校のセンター的機能

説明

特別支援学校が、地域の実態や家庭の要請等により、障がいのある児童生徒等又はその保護者に対して教育相談を行うなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育に関する相談のセンターとしての役割。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあつた人から加えられる暴力。

な行

ニート

仕事に従事せず、学生でもなく職業訓練もしていない若年者。

乳児死亡率

出生千に対する生後1年未満の死亡数の割合。

妊産婦死亡率

出産(又は出生)10万に対する、妊娠中または妊娠終了後満42日未満の女性の死亡で、妊娠の期間および部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した、又はそれらによって悪化した全ての原因(ただし、不慮または偶発の原因によるものを除く。)によるものの割合。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に適切なサービスを提供する事業。

認定こども園

保育所・幼稚園等のうち、小学校就学前の子どもに保育及び教育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を備えた施設として、都道府県知事が認定・認可したもの。

ノンステップバス

利用者の乗降をより容易にするため、地上から床面を30cm程度まで低く下げることにより、階段(ステップ)を解消したバス。

は行

パートナーシップ

一般には、友好的な協力関係のこと。ここでは、もう少し押し進めて、相互理解に基づく、対等な協力・連携関係の意味で用いている。

パーキングパーミット(身体障がい者等用駐車場利用証)

障がい者や妊産婦等の歩行困難者が、身体障がい者等用の駐車場を利用しやすくするための利用証。

病児・病後児保育

保護者が就労等により、自宅で、病気になった児童の保育が困難な場合や、保育中に体調不良となった児童について、病院・保育所等で、一時的に保育する事業。

ファミリー・サポート・サービス

育児をお願いしたい会員に対して、育児を応援したい会員を紹介し、代わりにお迎えや看護をってもらうなどの子育てを支援するしくみ。

ファミリーホーム

社会的養護の一つで、養育者の住居において定員5～6名の児童の養護を行う。

用語	説明
フィルタリングサービス	出会い系サイトやアダルトサイトなど、インターネット上の有害な情報から子どもを守るための、有害サイトへのアクセスを制限するサービス。
保育教諭	幼保連携型認定こども園において勤務する、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を持つ職員。
放課後子供教室	放課後の子供の安心・安全な居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、多様な学びや体験活動を実施する場。
放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、児童館や学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全育成を図る事業（学童保育ともいわれている）を行っている地域組織。
放課後児童支援員	放課後児童クラブにおいて、利用者の支援に従事する職員。
ホームフレンド	ひとり親家庭の児童の心の葛藤を緩和し、孤立化を防ぐため、児童のよき理解者として悩みを聞き、心の支えになるために児童の家庭に派遣する大学生等。

や 行

ユニバーサルデザイン	はじめから、すべての人の多様なニーズを考え、すべての人が安全・安心で利用しやすいように計画・設計すること。
養育支援訪問事業	育児ストレス等により、養育上の支援を必要とする家庭に対して、保健師等が家庭を訪問し、指導・助言等の育児に関する援助を行い、子育て家庭が抱える問題の解消を図る事業。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている児童を始め保護や支援を要する児童等への適切な支援を協議するため、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関で構成され児童福祉法に基づき設置された機関。

ら 行

ライフサポーター	不登校で引きこもりがちな児童生徒の悩みや進路について相談に応じるなど、自立を側面的に支援することを目的として、児童生徒の自宅や学校へ派遣する、臨床心理学を学んでいる大学院生。
----------	---

わ 行

ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。
--------------	---

